

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月25日
【事業年度】	第10期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	オンキヨー株式会社
【英訳名】	ONKYO CORPORATION （注） 2020年9月25日開催の臨時株主総会の決議により、2020年10月1日をもって当社商号を「オンキヨー株式会社（英訳名ONKYO CORPORATION）」から「オンキヨーホームエンターテイメント株式会社（英訳名ONKYO HOME ENTERTAINMENT CORPORATION）」に変更いたします。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大拙 宗徳
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市川俣1丁目1-41 ルクスビル
【電話番号】	06（6747）9170
【事務連絡者氏名】	取締役 林 亨
【最寄りの連絡場所】	大阪府東大阪市川俣1丁目1-41 ルクスビル
【電話番号】	06（6747）9170
【事務連絡者氏名】	取締役 林 亨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	64,392	55,882	51,533	43,836	21,808
経常損失 () (百万円)	2,241	458	1,947	1,676	5,668
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	1,126	752	3,426	34	9,880
包括利益 (百万円)	1,801	846	2,801	894	10,030
純資産額 (百万円)	2,897	2,676	2,701	2,572	3,355
総資産額 (百万円)	32,316	29,789	31,671	21,003	9,789
1株当たり純資産額 (円)	154.87	127.57	107.15	98.84	62.56
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	74.43	46.18	179.75	1.62	293.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	1.62	-
自己資本比率 (%)	7.8	7.4	7.0	10.8	35.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	1.5	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	150.0	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,046	1,885	450	6,823	2,101
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,878	961	1,361	4,751	358
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,344	3,009	5,423	3,601	1,009
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,534	2,604	7,163	1,478	718
従業員数 (人)	1,814	1,633	1,661	1,368	1,134
(外、平均臨時雇用者数)	(119)	(115)	(119)	(153)	(281)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 第6期から第8期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、自己資本利益率、株価収益率は親会社株主に帰属する当期純損失のため記載を省略しております。

(注3) 当社は、2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	9,944	7,176	7,869	11,351	8,576
経常利益又は経常損失 (百万円)	338	97	1,718	309	4,542
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	500	1,312	3,685	95	9,206
資本金 (百万円)	4,011	4,311	5,792	6,191	8,261
発行済株式総数 (千株)	81,303	86,613	104,550	115,150	274,331
純資産額 (百万円)	1,799	1,246	907	1,335	3,708
総資産額 (百万円)	13,395	11,311	12,563	9,284	4,722
1株当たり純資産額 (円)	109.85	72.30	43.41	57.85	67.83
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	33.06	80.55	193.36	4.41	273.19
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	4.41	-
自己資本比率 (%)	13.3	11.0	7.2	14.3	78.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	7.2	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	54.5	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	114 (31)	188 (34)	407 (40)	374 (55)	153 (46)
株主総利回り (比較指標：JASDAQ INDEX スタンダード) (%)	82.5 (99.0)	90.2 (121.0)	76.9 (160.2)	33.6 (139.8)	7.0 (122.8)
最高株価 (円)	170	174	324	174	91
最低株価 (円)	98	90	101	48	9

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 第6期から第8期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、自己資本利益率、株価収益率は当期純損失のため記載を省略しております。

(注3) 当社は、2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(注4) 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQスタンダードにおけるものであります。

2【沿革】

当社は、オンキヨー(株)が単独株式移転により設立した会社です。

年月	事項
2010年10月	オンキヨー(株)は単独株式移転の方法により当社を設立 大阪証券取引所JASDAQ市場(現:東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に新規上場
2010年12月	オンキヨー(株)は、オンキヨーサウンド&ビジョン(株)へ商号を変更するとともに、関係会社管理事業を当社へ承継させる新設分割を実施 同社は、吸収分割の方法により、オンキヨーエレクトロニクス(株)(現:オンキョーディベロップメント&マニファクチャリング(株))へOEM事業を、新設分割の方法によりオンキョーデジタルソリューションズ(株)(現:MOLジャパン株式会社)へPC事業を、オンキョーマーケティングジャパン(株)へAV・PC製品等の国内販売事業を、それぞれ承継させ、オンキョーグループは当社を完全親会社とする純粋持株会社制へ移行
2012年1月	Gibson Guitar Corp.(現:Gibson Brands, Inc.)との間で資本・業務提携契約を締結し、同社へONKYO U.S.A. CORPORATIONの株式の一部を譲渡 ティアック(株)との間で資本・業務提携契約を締結
2012年3月	本社機能を大阪市中央区に移転し、オンキョー技術センター(大阪府寝屋川市)との大阪二拠点化
2012年6月	Moneual Onkyo Lifestyle Inc.を韓国Moneual Inc.と合併で設立 オンキョーデジタルソリューションズ(株)の全株式をMoneual Onkyo Lifestyle Inc.に譲渡 広州安橋国光音響有限公司を国光電器股份有限公司と合併で設立
2012年7月	オンキョーサウンド&ビジョン(株)のうち、製品の設計・技術に関する事業を新設分割により設立したデジタル・アコースティック(株)に承継、残りの事業を吸収合併により当社に承継 オンキョーディベロップメント&マニファクチャリング(株)から事業の一部を承継
2012年11月	デジタル・アコースティック(株)の株式の一部をティアック(株)に譲渡 (株)ティアックシステムクリエイト(現:ティアックオンキョーソリューションズ(株))の株式の一部取得 ONKYO EUROPE ELECTRONICS GmbH がTEAC EUROPE GmbH及びTEAC UK LTD.からコンシューマーオーディオ製品の販売事業を譲受
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2014年3月	英国 Imagination Technologies Group plcとの間で資本提携契約を締結
2014年7月	ONKYO CHINA LTD.はONKYO MARKETING ASIA LTD.に商号を変更
2014年11月	オンキョートレーディング(株)を存続会社、オンキョーエンターテイメントテクノロジー(株)の子会社であるオンキョークリエーション(株)を消滅会社とする吸収合併を実施 オンキョーエンターテイメントテクノロジー(株)のネットワークサービス事業をオンキョートレーディング(株)に承継させる吸収分割の実施後、オンキョーディベロップメント&マニファクチャリング(株)を存続会社、オンキョーエンターテイメントテクノロジー(株)を消滅会社とする吸収合併を実施 オンキョートレーディング(株)がオンキョーエンターテイメントテクノロジー(株)に商号変更 パイオニア(株)と資本・業務提携契約を締結
2015年1月	Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporationを米国デラウェア州に設立
2015年3月	パイオニアホームエレクトロニクス(株)の全株式を取得し、当社グループにパイオニアグループのホームAV事業、電話機事業及びヘッドホン関連事業を統合 パイオニアホームエレクトロニクス(株)はオンキョー&パイオニア(株)に、デジタル・アコースティック(株)はオンキョー&パイオニアテクノロジー(株)に、オンキョーマーケティングジャパン(株)はオンキョー&パイオニアマーケティングジャパン(株)に、オンキョーエンターテイメントテクノロジー(株)はオンキョー&パイオニアイノベーションズ(株)に商号変更 パイオニアグループの一部海外事業を当社グループが取得
2015年4月	ONKYO MARKETING ASIA LTD.はPioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.に商号を変更
2015年6月	ONKYO EUROPE ELECTRONICS GmbHはPioneer & Onkyo Europe GmbHに商号を変更
2015年7月	AV事業を吸収分割の方式により、オンキョー&パイオニア(株)へ承継
2015年11月	(株)河合楽器製作所と資本業務提携契約を締結
2017年2月	Minda Onkyo India Private LimitedをMinda Industries Ltd.と合併で設立
2018年3月	オンキョー&パイオニアテクノロジー(株)のホームAV技術設計部門を当社に移管、オンキョー&パイオニアマーケティングジャパン(株)からインストール事業の一部をオンキョー&パイオニアテクノロジー(株)に移管後、オンキョー&パイオニアテクノロジー(株)はオンキョーマーケティング(株)に商号を変更。さらに、オンキョーマーケティング(株)の全株式をオンキョーデジタルソリューションズ(株)へ譲渡

2018年4月	オンキョースポーツ㈱設立
2018年10月	海外子会社であるPioneer & Onkyo Europe GmbHのA V機器の欧州地域での販売にかかる事業を、ドイツの販売会社Aqipa GmbHに譲渡。
2019年3月	オンキヨー&パイオニアイノベーションズ㈱をODSコミュニケーションサービス㈱に商号変更。
2019年3月	オンキヨーディベロップメント&マニュファクチャリング㈱とその子会社のODSコミュニケーションサービス㈱及び中山福朗声紙盆有限公司をオンキヨーデジタルソリューションズ㈱に譲渡。

3【事業の内容】

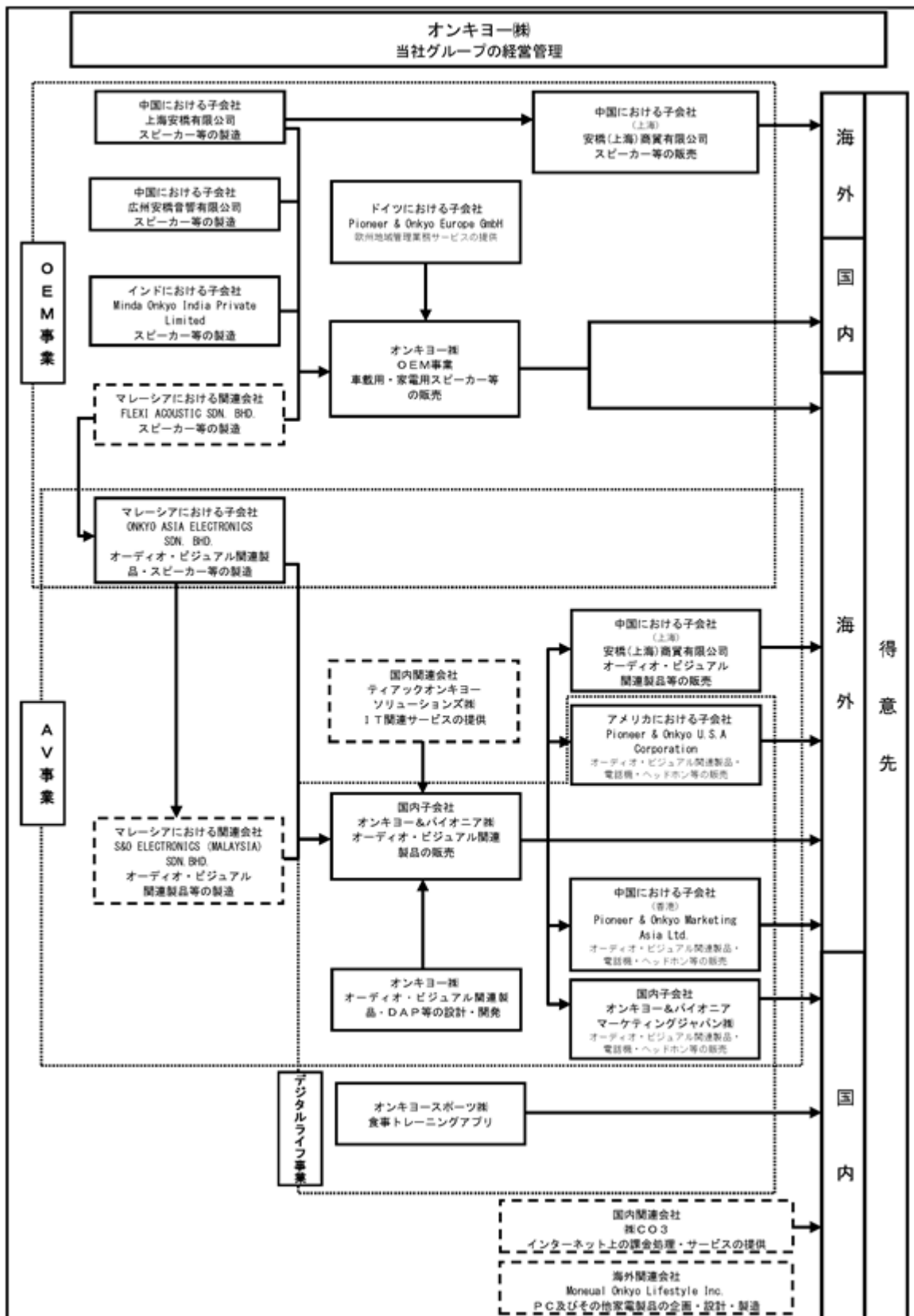
当社グループは、当社、子会社11社及び関連会社5社により構成されており、A V事業、デジタルライフ事業及びO E M事業を主たる事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

事業区分	主要製品	事業主体
A V事業	オーディオ・ビジュアル関連製品	当社 オンキヨー&パイオニア(株) オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン(株) ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD. Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. 安橋(上海)商貿有限公司 S&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.
デジタルライフ事業	電話機 ヘッドホン関連製品 音楽配信等のコンテンツ 食事トレーニングアプリ	当社 オンキヨー&パイオニア(株) オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン(株) オンキヨースポーツ(株) Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.
O E M事業	車載用スピーカー 家電用スピーカー スピーカー部品 アンプ等オーディオ製品 オーディオ・パソコン製品等のカスタマーサポート及び修理	当社 ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD. Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. Pioneer & Onkyo Europe GmbH 安橋(上海)商貿有限公司 上海安橋電子有限公司 広州安橋音響有限公司 Minda Onkyo India Private Limited FLEXI ACOUSTIC SDN.BHD.
その他	P C及びその他I T関連サービス	ティアックオンキヨーソリューションズ(株) Moneual Onkyo Lifestyle Inc. (株)C O 3

事業系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) オンキヨー&パイオニア㈱ (注2、4)	東京都墨田区	100 百万円	A V事業 デジタルライフ事業	100	オーディオ・ビジュアル関連製品等の企画・開発・製造・販売 ヘッドホン等のモバイルオーディオ関連製品 電話機等の企画・開発・製造・販売 役員の兼任あり
オンキヨー&パイオニア マーケティングジャパン㈱ (注3、5、8)	東京都墨田区	100 百万円	A V事業 デジタルライフ事業	100 (100)	日本国内におけるオーディオ・ビジュアル関連製品等の販売 ヘッドホン等のモバイルオーディオ関連製品 電話機等の販売
オンキヨースポーツ㈱ (注6)	東京都墨田区	10 百万円	デジタルライフ事業	85	食事トレーニングアプリの制作、販売
Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation (注7)	アメリカ カリフォルニア 州	2,000 千USD	デジタルライフ事業	100	ヘッドホン等のモバイルオーディオ関連製品 等の販売
Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	中国 香港	51,275 千HKD	A V事業 デジタルライフ事業 O E M事業	96.34	オーディオ・ビジュアル関連製品等の販売 ヘッドホン等のモバイルオーディオ関連製品 等の販売及びスピーカー部品の販売
安橋(上海)商貿有限公司 (注8)	中国 上海	5,000 千元	A V事業 O E M事業	100 (100)	オーディオ・ビジュアル関連製品等の販売
Pioneer & Onkyo Europe GmbH (注9)	ドイツ バイエルン州	561 千EUR	O E M事業	100	欧州管理業務サポートサービス
ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN.BHD. (注8、9)	マレーシア セランゴール州	17,128 千RM	A V事業 O E M事業	100 (84.76)	オーディオ・ビジュアル関連製品等及びス ピーカー等の製造 役員の兼任あり
上海安橋電子有限公司 (注8)	中国 上海	23,639 千元	O E M事業	100 (100)	車載用・家電用スピーカー等の製造
広州安橋音響有限公司 (注8、9)	中国 広州	4,742 万元	O E M事業	100 (34.8)	スピーカー等の製造
Minda Onkyo India Private Limited (注10)	インド ニューデリー	390 百万INR	O E M事業	50	スピーカー等の製造 役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) ㈱C O 3	東京都港区	90 百万円	その他	44.44	インターネット上の課金処理サービスの提供 役員の兼任あり
ティアックオンキョーソ リューションズ㈱	東京都多摩市	90 百万円	その他	20	システムコンサルティング及びシステムイ ンテグレーション、パッケージソフトウェア 「コメットケア」施設介護支援システムの 開発・販売
S&O ELECTRONICS(MALAYSIA) SDN.BHD. (注8)	マレーシア ケダ州	24,000 千RM	A V事業	39.97 (39.97)	オーディオ・ビジュアル関連製品等の製造 役員の兼任あり
FLEXI ACOUSTICS SDN.BHD. (注8、11)	マレーシア ケダ州	3,861 千RM	O E M事業	19.80 (19.80)	スピーカー等の製造
Moneual Onkyo Lifestyle Inc.	韓国 ソウル	10,000 百万ウォン	その他	35	P C、P C周辺機器及び家電機器や家電製品 の製造、卸/小売、貿易、研究開発 役員の兼任あり

(注1) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

(注2) オンキヨー&パイオニア㈱については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	11,682百万円
	(2)経常損失()	3,366百万円
	(3)当期純損失()	6,402百万円
	(4)純資産額	8,988百万円
	(5)総資産額	4,530百万円

(注3) オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン(株)については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	2,918百万円
	(2)経常損失()	294百万円
	(3)当期純損失()	294百万円
	(4)純資産額	1,452百万円
	(5)総資産額	427百万円

(注4) 債務超過会社であり、債務超過の額は、2020年3月末時点で8,988百万円となっております。

(注5) 債務超過会社であり、債務超過の額は、2020年3月末時点で1,452百万円となっております。

(注6) 債務超過会社であり、債務超過の額は、2020年3月末時点で86百万円となっております。

(注7) 債務超過会社であり、債務超過の額は、2020年3月末時点で647百万円となっております。

(注8) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

(注9) 特定子会社に該当しております。

(注10) 議決権の所有割合は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

(注11) 議決権の所有割合は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。

(注12) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
AV事業	673 (39)
デジタルライフ事業	
OEM事業	357 (217)
報告セグメント計	1,030 (256)
全社(共通)	104 (25)
合計	1,134 (281)

(注1) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注2) 臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(注3) AV事業とデジタルライフ事業については、セグメント別に人数を記載することが困難であるため、一括して記載しております。

(注4) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門等に所属しているものであります。

(注5) 従業員数は、前連結会計年度末に比べ234名減少しております。その主な理由は、AV事業の国内従業員を対象として行った人員削減、マレーシアの連結子会社ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.における生産縮小に伴う人員調整によるものです。

(2)提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
153 (46)	44.7	18.6	5,404,768

セグメントの名称	従業員数(人)
AV事業	8 (7)
デジタルライフ事業	
OEM事業	41 (18)
報告セグメント計	49 (25)
全社(共通)	104 (21)
合計	153 (46)

(注1) 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注2) 臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(注3) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(注4) AV事業とデジタルライフ事業については、セグメント別に人数を記載することが困難であるため、一括して記載しております。

(注5) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門等に所属しているものであります。

(注6) 従業員数は、前連結会計年度末に比べ221名減少しております。その主な理由は、AV事業の従業員が連結子会社であるオンキヨー&パイオニア株式会社へ転籍したことによるものです。

(3)労働組合の状況

当社グループの従業員で構成されている労働組合の組合員数は2020年3月31日現在、180名であります。

なお、労使関係は円満であり特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社経営の基本方針

当社は経営理念（ビジョン）として「VALUE CREATION」を掲げております。当社は、創業以来、人類の共通語ともいえる音楽の理想的な再生装置の開発を目指してきました。そういった長年のものづくりで培ってきた技術やノウハウに“新しい何かを加えること(+Something NEW)”で、新たな価値提案を行い、驚きと感動を提供していくことを目標とし、下記の「経営方針」の達成に向けて真剣な取り組みを続けてまいります。

世界の市場で最高水準の品質と性能を維持し、心の琴線に触れる商品・サービスを提供し続けます。

環境との共生、調和をスローガンとし、広く社会から信頼される企業活動を行います。

グループ全体で経営効率の向上を図り、利益を創出することで、企業価値の向上に努めます。

(2) 経営環境

当連結会計年度におけるグローバル経済は、米国や国内では雇用環境の改善や堅調な個人消費を背景に緩やかな回復基調が続いておりましたが、米中間の貿易摩擦の長期化による金融資本市場への影響や、中国や欧州の政治・経済の不確実性などに加え、年度末の新型コロナウイルス感染症が各国に広がるなど、世界経済に大きな減速要因も多くみられております。

このような事業環境の下、当社は、2018年10月に欧州子会社の事業譲渡、2019年3月には国内子会社2社の譲渡を行い、構造改革による経営の効率化を進めてまいりました。また、今後当社グループの経営成績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、これまでの方針を変更し、2020年7月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームAV事業を中核事業化し、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、キャッシュ・フローの最大化を目指して経営を進め、当面の目標として有利子負債から現金及び現金同等物を控除したネットデットをゼロとすることを目標といたします。この目標を実現するため、グループ全体での的確な市場予測に基づく生産・販売・在庫計画の精度向上を推進するとともに、他社との協業をさらに深化させることによる新しい価値提案と固定費の削減を両立させるべく目標達成に取り組んでまいります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場は、ここ数年で激変しており、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは、変化と競争の激しい世界市場では生き残ることが困難となってきております。

このような状況により、当社グループはホームAV事業を譲渡することを方針とし、これまで、複数の候補先と詳細な協議を行い、譲渡合意書を締結し、譲渡の対価をもって支払い遅延を大きく解消することを目指しておりましたが、大規模な合理化策により固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延を解消され、従来から強みのあったビジネスに注力することができれば、利益を確保できる体制が整ったホームAVを中核事業化し、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進める方針に変更しております。

ホームAV事業では、最大市場のアメリカにおいて、新しくVOXXグループを販売代理店とする合意ができました。これにより、早期の代金回収で安定的な商品供給を実現し、また、米国内の量販店、専門店と強固な関係をすでに築いているVOXXグループの販売網による将来の売上拡大が見込まれます。さらに構造改革の実施により大幅に固定費の削減が実現したことにより、今後は、外部への譲渡を模索することを止め、当社の中核事業と位置づけ、経営成績回復の柱とするべく事業戦略を推進してまいります。これらに加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、在宅エンターテインメントやテレワーク環境構築ニーズの増加に対応した、Withコロナ時代に向けた新しい価値提案を行うことにより、利益ある成長を目指してまいります。

デジタルライフ事業では、ワイヤレスイヤホンに代表される高付加価値製品や、補聴器や集音器をラインナップする聴こえサポート商品、人気アニメやファッションとのコラボレーションモデル等の販売強化に取り組み、ゲーミングをはじめとする新規分野へのビジネス展開や、ショールーム「ONKYO BASE」とのクロスマーケティングを駆使した幅広い顧客層に対してのブランド発信を進めてまいります。

OEM事業では、インド合弁会社を核としたグローバル販売拡大の体制を確立し、市場開拓・拡大を推進してまいります。車載スピーカーや「Sound by Onkyo」などのサブブランドを付したテレビ用スピーカーを成長軌道に乗せ、加振器と音声技術の優位性を活かしたAI/IoT化するクルマ・商業設備・生活用品・家電製品等へのソリューション開発に取り組み、中長期的な事業の拡大を図ってまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

グローバル経済はより複雑な市場構造へと変化し、国内市場も少子高齢化や生活ニーズの多様化等を背景に、一段と変化の激しさが増してきております。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経済状況が続くことが見込まれ、収束までの期間が長期化した場合、世界経済が更に下振れするリスクも懸念されます。

このように企業を取り巻く環境が大きく変化の中、多様な事業展開を進める当社グループは、事業構造改革や経営資源の最適化によって、各事業セグメントにおける設計・生産・販売プロセスを常に適正な体制に刷新し続け、市場規模の変化に応じた体制を構築していくことが経営上の重要な課題となっております。

ホームAV事業に関わる国内従業員の約30%に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化、さらに開発機種削減による開発費の削減、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定したことは、その重要課題に対する実践的な取り組みとなります。

また当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅エンターテインメントやテレワーク環境構築ニーズが増加していることから、在宅シアターやテレワークライフスタイルオーディオの提案を行う等、新しい生活様式に応じた提案を行っていくことが、継続して取り組むべき重要課題と認識しております。

さらに、AIやIoTの次世代の世界は、住宅、家電、クルマなど、その活用分野が広がっており、スマートホームやスマートタウン、クルマとの連携など、当社が従来取り組んでこなかった分野に技術の強みを結び付け、また多様な企業とコラボレーションを進めて当社の技術も磨き、既成概念に捉われない新たな価値提案を進めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、文中における将来に関する事項は、本報告書提出時点において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場環境の変化と競争

当社グループの提供する製品は、いずれも最終的に個人消費者が顧客となります。そのため当社グループの販売に関しましては、経済情勢、景気動向、個人消費動向等に大きく影響される傾向があります。また、顧客の嗜好・流行の変化や競合他社との品質・性能・価格などで激しい競争が展開されております。その結果、当社グループの経営成績または財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

当該リスクへの対応として、当社グループでは安定した品質・性能・価格を維持する為、適材適所に必要な人員を配置することにより品質・性能の安定化を実現し、常に新しい技術・機能を製品に搭載することで価格競争力の高い製品の供給を行ってまいります。

(2) 技術開発及び製品開発

当社グループは、長年に亘って培われた「音や映像」に関する固有のコア技術を保有しております。また、今後も積極的に技術開発を行い、従来からのコア技術と新規に開発した技術を融合させ、市場に適合した新製品の開発を推進してまいります。

なお、この技術開発が継続して成果を獲得できない場合や開発した新製品が市場のニーズと乖離し顧客に受け入れられなかった場合には、将来の成長性と収益性を低下させ、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおいては、外部の調査会社を積極的に活用したマーケティング活動を行うと共に、各販売地域の販売代理店との積極的なコミュニケーションにより、的確に市場のニーズを捉える活動を行っております。

(3) 事業買収等の影響

当社の新規事業への進出や既存事業における顧客獲得及び技術獲得等のために、M & A及び提携戦略は重要であると認識しており、必要に応じてこれらを検討していく方針であります。

当社は、M & Aや提携を行う場合において、対象企業の財務内容や契約関係等について詳細なデューデリジェンスを行うことによって、極力リスクを回避するように努めておりますが、買収後その他における偶発債務の発生等、未認識の債務が判明する可能性も否定できません。また、M & Aや提携にあたっては、事業環境や競合状況の変化等により当初の事業計画の遂行に支障が生じ、当社の事業展開への影響が生じるリスクや、投資を十分に回収できないリスク等が存在しており、結果的に当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 人材の確保・育成

長年に亘る経験が必要とされるアナログ技術や技能の継承、また、最新のIT技術、IoT技術の獲得、開発など次世代を担う人材の確保と育成の重要性について強く認識し、人事諸制度の整備、新規採用・キャリア採用の充実など具体的施策を展開しております。

なお、人材の確保と育成が要員構成計画と大きく乖離した場合は、事業活動や将来の成長が達成されず、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産の影響

当社グループ独自のコア技術については特許等の知的財産権を保有しておりますが、一方、製品の重要ないくつかの部分に第三者から知的財産権のライセンスを受けています。これらのライセンスロイヤリティの増加はコスト増となり価格競争力に影響が出るほか、ライセンスが受けられない事態に陥った場合には、当該製品の生産が出来なくなる可能性があります。

(6) 製品の潜在的な欠陥

当社グループの製品につきましては、品質保証部門において厳格に管理されておりますが、潜在的な欠陥が発生する可能性を排除することはできません。そのため製造物責任賠償につきましては、市場での情報収集等に加え、当該欠陥の内容によりましては付保範囲を超える可能性があるものの、各種保険によるリスクヘッジを実施しております。

また、事故の規模によっては、社会的評価の低下やそれらによる売上高の減少が予想され、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

(7) 公法規制の影響

当社グループの事業は、グローバルに展開しており、それぞれの国における法律や環境保護を含むさまざまな規制の適用を受けております。当社グループでは、コンプライアンス基本規程を制定し、新人研修や管理職研修等においてコンプライアンスに関する教育を実施する等、コンプライアンスへの取り組みを推進し、コンプライアンスの遵守に尽力していますが、予期せずこれらの法令や規制を遵守できない事態に陥った場合には、企業活動の制限や社会的信用の低下により売上高の減少が予想され、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

(8) 為替レートの変動

当社グループは、日本・中国・インド等で製造し、日本・アメリカ・ヨーロッパ・中国等にて販売を行っております。そのため外貨建取引が発生し、外貨建の債権・債務を保有していることから、為替相場の変動が経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 金利の変動

連結有利子負債残高は1,580百万円(2020年3月末現在)となっており、当社グループの経営成績は、金利の変動に影響を受ける可能性があります。

(10) 原材料の供給・製造の安定

主要構成部品、原材料等の一部は特定の供給源に依存しており、その供給が中断した場合には製造に遅れが生じて、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

当該リスクは、当連結会計年度末現在において、営業債務の支払い遅延が継続したことにより顕在化しており、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(継続企業の前提に関する事項)」に記載のとおり、エクイティファイナンスや資産売却等を積極的に実施し、営業債務の支払い遅延の早期解消を目指しております。

(11) 自然災害や政情混乱による影響

地震、水害などの自然災害の他、疫病、火災または、政情混乱、テロ行為など、多岐に亘る災害によって当社グループ施設や従業員、各種取引先、及び市場そのものに被害が及ぶ可能性があります。予測される災害については、保険によるリスクヘッジ等を実施しておりますが、災害の種類と規模によっては保険付保の範囲を超える可能性があります。その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶものと思われれます。

(12) 投資有価証券の評価

当社グループは、株式等、時価のある「その他有価証券」を保有しています。これら有価証券は、決算日の市場価格等に基づく時価法によって評価を行うため、決算日の株価によって連結貸借対照表計上額が変動する可能性があります。また、時価が取得価額に比べ著しく下落した場合には減損が発生します。これらは、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

(13) 固定資産の減損会計

当社グループが保有する有形固定資産について減損会計の対象となる可能性があります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

営業損失が2018年3月期より継続しており、当連結会計年度末現在において当該リスクが顕在化しております。当連結会計年度に大規模な事業構造改革を実施し、また各事業の発展のために必要な提携・協業等について具体的な検討を進め早期解消を目指しております。

(14) 株式価値の希薄化

当社の発行済株式総数は、2020年3月31日時点で、274,331,671株でしたが、2020年7月22日を効力発生日として当社の普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施したため、2020年7月21日現在の株主名簿を基準として当該株式併合を考慮した後の当社の発行済株式総数は96,768,294株であり、また、当該株式併合の効力発生に伴う調整を考慮すると、2020年9月25日時点で、第9回新株予約権の潜在株式は10,000,000株であります。なお、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債は、2020年3月2日付で全て転換が完了しており、第8回新株予約権につきましては、残存する新株予約権の全部を2020年6月4日付で取得及び消却しましたので、潜在株式はありません。

当社は、2020年7月31日付の取締役会において、株式発行プログラムに基づき第三者割当により新株式を発行することを決議いたしました。当該株式発行プログラムに基づき新たに発行される新株式は最大92,000,000株であり、当社の2020年7月21日現在の発行済株式総数(上記株式併合の考慮後)の95.07%を占めており、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(15) 新型コロナウイルス拡大による影響

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しており、当社グループにおいても世界各地域で行われているロックダウンの影響を受け、一時操業停止しておりました各国の工場は概ね通常状態に戻りつつあるものの、欧米等の海外販売代理店では、ほぼ全ての拠点で在宅勤務を余儀なくされており、販売店への出荷は継続しておりますが、未だ販売活動は限定的となっており、当連結会計年度末現在において当該リスクが顕在化しております。

当社グループは、お客様、ビジネスパートナー、従業員及びその家族の安全・健康を第一に考え、日本においては、大阪本社、東京オフィス共に原則在宅勤務とする等により感染拡大防止に優先的に取り組んでおります。その上で、各国政府及び地方自治体の要請、指導に基づきながら、事業への影響を最小限に抑えるべく対応を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により株式市場が著しい影響を受けている現在の状況下では、相場回復の見込みが不透明となっております。

(16) 株価の低迷による影響

当社が2020年7月31日付の取締役会において決議した、株式発行プログラムに基づく第三者割当による新株式の発行は、その第1回の払込日を2020年8月27日、その最後(第8回)の払込日を2021年2月9日にそれぞれ予定しており、その間8回に分けて当社普通株式が発行されることとなります(第1回及び第2回の払い込みについては2020年8月27日、2020年9月16日にそれぞれ完了しております)。そのため、約半年にわたって断続的に新株式が発行され、その都度、希薄化により、長期間にわたって当社株価が低迷する可能性があります。かかる当社株価の低迷可能性に加え、上記「(15) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響」に記載した新型コロナウイルス感染症の流行の株式市場への影響を受けて当社株価が低迷することで、行使価額修正条項付新株予約権の下限行使価額を下回って推移するなどの事態が長期化して、当社が発行する新株予約権の行使が当社の想定どおりには進まず、また、上記の株式発行プログラムに基づく第三者割当により発行される新株式の発行価格が想定より低くなることにより、計画していた資金調達に時間を要することや、予定していた金額を調達できなくなる可能性があります。その結果、資金調達計画及び事業計画に支障を来し、当社グループの経営成績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

(17) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても5,668百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で6,468百万円（前連結会計年度末3,874百万円）存在していることに加え、当連結会計年度に親会社株主に帰属する当期純損失を9,880百万円計上した結果、当連結会計年度末現在において3,355百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、当社グループは事業ポートフォリオの見直しを行い、2019年5月21日付にて当社ホームAV事業の譲渡契約を締結いたしました。2019年6月26日開催の当社定時株主総会において本譲渡に関する議案は承認され、本譲渡のクロージング後は、譲渡対価で得た資金によって支払遅延の解消及び既存借入金の返済を速やかに進めることによって財政状態の改善を図る計画を準備しておりました。

しかしながら、本事業譲渡の実行に必要な契約の締結や資金調達の確保など、様々な条件を達成することが両当事者間で難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと等から、2019年10月4日付にて譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止することについて、両社間で合意に至りました。

このような状況から、当社は譲渡完了を前提に計画していた資金調達のプランを見直し、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」及び2020年6月5日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込完了、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ）」のとおり、大規模なエクイティファイナンスによる資金調達計画を実行することにより、営業債務の支払い遅延についての解消を目指してまいりました。

このような取り組みを進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により生産及び販売活動が限定され、当初予定していた経常収入が得られなかったことに加え、米国の主要販売代理店の経営成績悪化に伴い債権の回収可能性が著しく低下したことから、2,934百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失を9,880百万円計上しました。

また、株式市場における株価の低迷に伴い、新株予約権や新株発行により調達する金額が計画を大きく下回ったことから、債務超過の状況となっております。

当該財務体質の改善をより確実なものとするために、2020年7月31日付「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行、並びに主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」のとおり、早期の営業債務の支払遅延と債務超過を解消すべく、新株発行による資金調達を行ってまいります。また、継続してABLやファクタリングを機動的に用いた資金調達を行っていくことに加え、当社保有の土地・株式等の資産の売却による資金化を促進してまいります。

なお、仕入取引先や借入先より、支払遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められ、取引条件等について変更を余儀なくされる場合もありますが、当社の資金調達計画と債務や借入の返済計画を丁寧に説明の上、概ねご理解をいただき、引き続きご支援をいただいております。

また、今後当社グループの経営成績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、これまでの方針を変更し、2020年7月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームAV事業を中核事業化し、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

このような方針変更を受け、ホームAV事業を中核とした改善施策を遂行することで、各事業の収益性の改善を図り、事業の拡大や企業価値の向上を図ってまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績、及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるグローバル経済は、米国や国内では雇用環境の改善や堅調な個人消費を背景に緩やかな回復基調が続いておりましたが、米中間の貿易摩擦の長期化による金融資本市場への影響や、中国や欧州の政治・経済の不確実性などに加え、年度末の新型コロナウイルス感染症が各国に広がるなど、世界経済に大きな減速要因も多くみられております。

このような事業環境の下、当社は、2018年10月に欧州子会社の事業譲渡、2019年3月には国内子会社2社の譲渡を行い、構造改革による経営の効率化を進めてまいりました。さらに、成長分野と位置づけるOEM事業・デジタルライフ事業への集中投資を図ることが、当社の持続的な成長にとって最適な選択肢であると判断し、2019年5月21日付にて当社ホームAV事業の譲渡契約を締結いたしました。しかしながら、本事業譲渡の実行に必要な契約の締結や資金調達の確保など、様々な条件を達成することが両当事者間で難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと等から、2019年10月4日付にて譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止するにいたしました。

また、今後当社グループの業績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、これまでの方針を変更し、2020年7月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームAV事業を中核事業化し、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

AV事業においては、日本国内では好調な住宅向けのインストールビジネスをより伸長させるべく、天井埋め込み型スピーカー2機種を発売し、多様なお客様のニーズに対応する商品拡充を進めております。米国においては新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が長くなったことから、ホームシアターシステムの需要が増加傾向にあります。また日本国内においてKlipsch社のスピーカーシステムの取り扱いを開始し、市場にて高い評価を得ているものの、ホームオーディオ小売市場全体では依然として縮小傾向が続いております。

デジタルライフ事業においては、高付加価値のワイヤレスイヤホンや人気アニメやファッションブランドとのコラボ製品が堅調に推移いたしました。また日本国内では、販売代理店として海外ブランド商品の取り扱いを進めており、Klipsch社の新製品ワイヤレスイヤホンは、受注が好調に推移する等、事業の強化に結び付いております。また、カスタムインイヤーマニターのラインナップを拡充し、高付加価値提案を進めております。

OEM事業においては、車載用スピーカーや「Sound by Onkyo」などのサブブランドを付したテレビ用スピーカーの販売が堅調に推移し、インド合併会社の操業度改善による生産・販売規模の向上、構造改革による固定費の削減効果等により、損益の改善が進んでおります。さらに、様々な用途に応じたラインナップを強化している加振器「Vibitone（ビブトーン）」は、新規受注の増加に向けた営業活動を順次進めております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前年同期比50.3%減収の21,808百万円となりました。営業損益につきましては前年同期比4,293百万円悪化の5,346百万円の営業損失となり、経常損益は前年同期比3,992百万円悪化の5,668百万円の経常損失となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、貸倒引当金繰入額2,934百万円、事業再編損474百万円、減損損失597百万円、投資有価証券評価損284百万円等を特別損益に計上し、前年同期比9,915百万円悪化して9,880百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

また、当期末における総資産は、現金及び預金の減少760百万円、受取手形及び売掛金の減少5,544百万円、たな卸資産の減少1,138百万円、貸倒引当金の増加による減少2,961百万円及び投資有価証券の減少528百万円等により、11,213百万円減少の9,789百万円となりました。

負債は、主に支払手形及び買掛金の減少1,161百万円、短期借入金の減少2,860百万円、未払金の減少523百万円及び長期借入金の減少111百万円等により、5,285百万円減少の13,145百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純損失の計上による利益剰余金の減少9,880百万円、新株式発行等による資本金及び資本剰余金の増加4,170百万円等により、前年同期比5,928百万円減少の3,355百万円の債務超過となりました。

なお、当社グループは、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 目標とする経営指標」において、有利子負債から現金及び現金同等物を控除したネットデットをゼロとすることを目標としておりますが、当連結会計年度においては861百万円となり、前年同期比2,234百万円の減少となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

A V事業

A V事業における売上高は、日本国内において住宅メーカー向けのインストールビジネスが伸長したものの、全世界的なホームオーディオ市場の縮小や、主力事業のA Vレシーバーの全世界的な低迷に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、マレーシア生産工場の操業が停止した結果、A Vレシーバーの出荷が大幅に遅延いたしました。さらに営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請されており、生産を縮小・停止をせざるを得ない状況に陥ったことから、販売機会損失による売上減少が発生し、前年同期比61.0%減収の11,605百万円となりました。

損益につきましては、構造改革や欧州子会社の事業譲渡による販売効率の強化が進んだものの、売上高減少による売上総利益の減少が響き、前年同期比3,384百万円悪化の1,600百万円のセグメント損失となりました。

デジタルライフ事業

デジタルライフ事業における売上高は、欧州・日本国内ともに高付加価値のワイヤレスイヤホンが好調に推移し、さらに日本国内ではファッションブランドのサマンサタバサ、エイベックス株式会社と3社共同で製品開発を進めた「サマンサワイヤレスイヤホン」や、人気アニメなどのコラボモデルの販売が引き続き好調に推移いたしました。また、日本国内において代理店販売を開始したKlipsch社のワイヤレスイヤホンも好調な販売をいたしました。また、カスタムインイヤーモニターの商品の拡充を行い、最先端の当社のマグネシウムドライバーを用いたモデルは、ミュージシャンやお客様から高い評価を頂き好調に推移しております。しかしながら、A V事業と同様に新型コロナウイルス感染症による生産委託工場の操業停止による生産減少の影響や、営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請されており、生産を縮小・停止をせざるを得ない状況に陥ったことから、販売機会損失による売上減少が発生し、前年同期比46.2%減収の3,626百万円となりました。

損益につきましては、コラボモデルの販売増や、欧州子会社の事業譲渡による販売効率向上の利益効果はあるものの、売上高減少による売上総利益の減少が響き、前年同期比1,048百万円悪化の901百万円のセグメント損失となりました。

O E M事業

O E M事業における売上高は、基幹カテゴリの車載用スピーカーや「Sound by Onkyo」などのサブブランドを付したテレビ用スピーカーが安定した販売を維持しております。

また、スマートフォンに同梱されたパイオニアブランドのイヤホンや、PC向けスピーカーの受注も好調に推移しております。さらにインド合弁会社の操業度改善による生産・販売が本格化いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりインドや中国工場の生産が減少したことによる売上高の減少が影響し、前年同期比10.8%減収の6,575百万円となりました。

損益につきましては、構造改革による固定費の削減や、インド合弁会社の生産移管が進んだことに伴う生産コストの改善があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少に伴う売上総利益の減少及び棚卸資産の評価損を計上したことにより、前年同期比111百万円改善の267百万円のセグメント損失となりました。

キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物（以下「キャッシュ」）の残高は、前連結会計年度末残高に比べ760百万円減少の718百万円となりました。当期に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期における営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比4,721百万円改善の2,101百万円の減少となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失9,881百万円による減少と、売上債権の減少5,487百万円及び貸倒引当金の増加2,964百万円による増加等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期における投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比4,392百万円悪化の358百万円の増加となりました。これは主に、連結範囲の変更に伴う子会社株式の売却386百万円及び投資有価証券の売却370百万円による増加と、有形固定資産の取得317百万円による減少等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期における財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比4,610百万円改善の1,009百万円の増加となりました。これは主に、株式の発行による増加3,587百万円と短期借入金の返済による減少2,852百万円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
A V事業(百万円)	8,626	138.9
O E M事業(百万円)	3,174	78.8
合計(百万円)	11,801	115.2

(注1) 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

(注2) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注状況

当社グループは見込生産を行っているため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
A V事業(百万円)	11,605	61.0
デジタルライフ事業(百万円)	3,626	46.2
O E M事業(百万円)	6,575	10.8
合計(百万円)	21,808	50.3

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(注2) 主な相手先の販売実績及び当期販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
Aqipa GmbH	6,248	14.3	4,243	19.5
ONKYO U.S.A. CORPORATION	11,304	25.8	3,738	17.1

(注3) 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されており、連結財務諸表の作成にあたっての重要な会計方針については、「第5 経理の状況 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

連結財務諸表の作成は経営者による会計方針の選択及び適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とし、経営者は過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、これらの見積りには不確実性が存在するため、見積りと異なる結果になる可能性があります。

会計上の見積りが必要となる項目のうち、特に当社グループの財政状態又は経営成績に対して重要な影響を与える可能性があるとして認識している主な項目は以下のとおりです。

a. 貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。顧客の財務状態が悪化し、その回収可能性が低下した場合、見積りを変更する必要が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 事業構造改善引当金

当社グループは、国内拠点の集約に伴う特別退職金相当額、再就職支援費用及び拠点集約に伴い発生する費用を、事業構造改善引当金として計上しております。これらの費用については、工事業者などから見積り書を入力するなどにより合理的に費用の見積りを行っておりますが、実際の費用の発生は見積りと異なる可能性があり、当該費用が追加計上される可能性があります。

c. 投資有価証券の減損処理

当社グループは、投資有価証券を保有しており、時価のある有価証券については時価法を、時価のない有価証券については原価法を採用しています。保有する有価証券につき、時価のあるものは株式市場の価格変動リスクを負っていること、時価のないものは投資先の業績状況等が悪化する可能性があること等から、合理的な基準に基づいて投資有価証券の減損処理を行っています。市況悪化または投資先の業績不振等により、さらなる減損処理が必要となる可能性があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度（以下、「当期」）における売上高は、全世界的なホームオーディオ市場の縮小や、新型コロナウイルス感染症の影響により、マレーシアや中国等の生産工場の操業が停止した影響、さらに営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請されており、生産を縮小・停止をせざるを得ない状況に陥ったことから、前年同期比50.3%減収の21,808百万円となりました。営業損益につきましては、構造改革や、欧州子会社の事業譲渡による販売効率向上、インド合弁会社の生産移管が進んだことに伴う生産コストの改善があったものの、売上高減少による売上総利益の減少が響き、前年同期比4,293百万円悪化の5,346百万円の営業損失となりました。

営業外損益及び経常損益

当期における営業外収益は、還付消費税等73百万円等により223百万円となりました。また、営業外費用は、主に金融関連等の支払手数料177百万円、持分法による投資損失154百万円及び支払利息108百万円等を計上した結果、545百万円となりました。以上により、経常損益は5,668百万円の損失となり、前年同期比3,992百万円の悪化となりました。

特別損益及び親会社株主に帰属する当期純損益

当期における特別利益は、投資有価証券売却益187百万円等により239百万円の特別利益となりました。一方、特別損失は、貸倒引当金繰入額2,934百万円、事業再編損474百万円、減損損失597百万円、投資有価証券評価損284百万円等を計上した結果、4,452百万円となりました。

また、法人税、住民税及び事業税109百万円及び非支配株主に帰属する当期純損失130百万円等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は9,880百万円の損失となり、前年同期比9,915百万円の悪化となりました。

ネットデット

当社グループは、有利子負債から現金及び現金同等物を控除したネットデットをゼロをすることを経営指標としております。当期におけるネットデットは、前年同期比2,234百万円減少の861百万円となりました。これは、主に有利子負債の減少によるものであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産、負債及び純資産の状況

当期末における総資産は、11,213百万円減少の9,789百万円となりました。これは、現金及び預金の減少760百万円、受取手形及び売掛金の減少5,544百万円、たな卸資産の減少1,138百万円、貸倒引当金の増加による減少2,961百万円及び投資有価証券の売却による減少528百万円等によるものであります。

負債の金額は、5,285百万円減少の13,145百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金の減少1,161百万円、短期借入金の減少2,860百万円、未払金の減少523百万円及び長期借入金の減少111百万円等によるものであります。

純資産につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失の計上等による利益剰余金の減少9,880百万円、新株式発行等による資本金及び資本剰余金の増加4,170百万円等により、前年同期比5,928百万円減少の3,355百万円の債務超過となり、自己資本比率は 35.0%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末残高に比べ760百万円減少の718百万円となりました。

これは主に、税金等調整前当期純損失及び売上債権の減少により営業活動によるキャッシュ・フローが2,101百万円減少しましたが、連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却や投資有価証券の売却等により投資活動によるキャッシュ・フローが358百万円増加したことに加え、短期借入金は減少したものの、株式の発行により財務活動によるキャッシュ・フローが1,009百万円の増加となったことによるものであります。

資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、製造委託先からの商品の仕入、製品製造のための材料、部品等の購入及び労務費などの製造費用と、販売費及び一般管理費等の営業費用の運転資金及び設備投資であります。

財務政策

運転資金及び設備投資は、自己資金及びエクイティファイナンス又は金融機関からの借入により資金調達を行っております。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

事業ポートフォリオの見直しにより、事業構造改革や経営資源の最適化によって、各事業セグメントにおける設計・生産・販売プロセスを常に適正な体制に刷新し続け、市場規模の変化に応じた体制を構築し、ホームAV事業を中核事業として安定的に利益を創出出来る体制を構築するとともに、デジタルライフ事業・OEM事業の成長に向けて取り組んでいくことが課題であると認識しております。

当社は経営理念（ビジョン）として「VALUE CREATION」を掲げております。創業以来、人類の共通語ともいえる音楽の理想的な再生装置の開発を目指してきました。そういった長年のものづくりで培ってきた技術やノウハウに“新しい何かを加えること(+Something NEW)”で、新たな価値提案を行い、驚きと感動を提供していくことを目標とし、下記の「経営方針」の達成に向けて真剣な取り組みを続けてまいります。こうした技術及び姿勢を、今後ますますの発展が見込まれるデジタルライフ事業及びOEM事業に活かすことでさらに成長させてまいります。

世界の市場で最高水準の品質と性能を維持し、心の琴線に触れる商品・サービスを提供し続けます。

環境との共生、調和をスローガンとし、広く社会から信頼される企業活動を行います。

グループ全体で経営効率の向上を図り、利益を創出することで、企業価値の向上に努めます。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

契約会社名	相手先	国名	契約の内容	契約名称	契約期間
オンキヨー株式会社 (当社)	DOLBY LABORATORIES LICENSING CORP. DOLBY INTERNATIONAL AB	アメリカ オランダ	ライセンスの標準条約に関する契約	特許実施権許諾	2014年4月1日から各技術ライセンス契約の満了日まで
オンキヨー株式会社 (当社)	DTS, Inc.	アメリカ	DTSサラウンド製品に関する特許実施権の許諾	特許実施権許諾	2014年7月1日から当該特許権の満了日まで
オンキヨー株式会社 (当社)	VIA LICENSING CORPORATION	アメリカ	MPEG AACに関する特許実施権の許諾	特許実施権許諾	2016年1月26日から5年間、以降5年毎の延長可
オンキヨー株式会社 (当社)	THX LTD	アメリカ	Home THX製品に関する特許実施権の許諾	特許実施権許諾	2012年10月1日から当該特許権の満了日まで
オンキヨー株式会社 (当社)	APPLE INC.	アメリカ	"Made for iPod" ライセンス	技術実施許諾	2018年7月17日から1年間、その後1年毎の自動更新
オンキヨー株式会社 (当社)	Premier BD Patent Licensing Group (株式会社東芝)	日本	Blu-ray Playerに関する特許実施権の許諾	特許実施権許諾	2015年7月1日から2017年12月31日まで、以降当該特許権の満了日まで5年毎の延長可
オンキヨー株式会社 (当社)	One-Blue, LLC	アメリカ	Blu-ray Playerに関する特許実施権の許諾	特許実施権許諾	2015年11月1日から5年、以降当該特許権の満了日まで延長可
オンキヨー株式会社 (当社)	Microsoft Corporation	アメリカ	Windows Media に関する特許実施権及びノウハウの許諾	特許実施権許諾	2014年1月1日から2022年12月31日まで
オンキヨー株式会社 (当社)	StreamUnlimited Engineering GmbH	オーストリア	StreamSDKソフトウェアに関するライセンス	技術実施許諾	2015年6月19日から2年間、その後1年毎の自動更新

(2) 子会社の異動を伴う株式譲渡及び子会社の一部事業譲渡の中止

当社は、Sound United LLCの持株会社であるViper Holdings Corporationに、当社連結子会社であるオンキヨー & パイオニア株式会社、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN.BHD.及びオンキヨー & パイオニアマーケティングジャパン株式会社の当社保有全株式を譲渡すること並びに当社連結子会社であるPioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.及び安橋（上海）商貿有限公司の事業の一部を譲渡することに関する契約を2019年5月21日付で締結しましたが、2019年10月4日付の取締役会において、相手方との合意に基づき譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止することを決議いたしました。

1. 本事業譲渡の中止の理由

当社は、今後成長が見込まれる、ヘッドホンをはじめとするデジタルライフ事業や法人を対象とするOEM事業に経営資源を集中し、ホームAV事業については、傘下にDENON/Marantz/Polk Audio などホームAV事業を代表するブランドを持つSound United LLCにて展開されることがその発展につながるものと判断したことから、2019年5月21日付でSound United LLCの持株会社であるViper Holdings Corporationとの間で譲渡契約を締結し、2019年6月26日の第9回定時株主総会において、本事業譲渡にかかる議案も承認可決されました。

しかしながら、本事業譲渡の実行には、関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認など様々な条件を満たすことが必要とされておりまして、その条件達成が互いに難航し、Viper Holdings Corporationと協議を重ねながら、実行に向けた努力を続けてきましたが、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと、また、そのような状況の中、譲渡契約に今後も互いに拘束されるのは得策ではないと判断したことから、譲渡契約を終了し本事業譲渡を中止することについて、両社間で合意にいたりました。

2. 本事業譲渡の中止後の見通し

本事業譲渡の中止により、譲渡予定であった連結子会社の株式及び事業は引き続き当社または当社連結子会社が有することになります。

当社は譲渡完了を前提に計画していた資金調達のプランを見直し、ホームAV事業を含む事業再建、新たな資金調達による財務体質の健全化、各事業の発展のために必要な提携・協業について具体的な検討を進めるとともに、大規模な合理化策を実施してまいります。

3. 本事業譲渡の中止が損益に与える影響額

本事業譲渡の中止に伴い、譲渡完了時にその他の事業譲渡損益に含めて計上を予定しておりました、本事業譲渡に関するコンサルタント費用及び弁護士費用などの事業再編損474百万円を、特別損失に計上いたしました。

(3) 第7回新株予約権の発行及び第三者割当契約

当社は、2019年8月21日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、株式会社SBI証券との間で本新株予約権に係る第三者割当契約を締結することを決議し、9月6日付で本新株予約権に係る第三者割当契約を締結しております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」をご参照ください。

また、当社は、2019年9月6日付にて発行いたしました本新株予約権の残存する全部を取得及び消却することを、2019年12月27日付の取締役会において決議し、2020年1月16日に本新株予約権の全部を取得及び消却いたしました。

1. 本新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、2019年9月6日付の株式会社SBI証券を割当先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行により資金調達を行っておりましたが、本新株予約権については、当初行使価額（60円）と実勢価額が著しく乖離しており、当初の予定通りの行使による資金調達が達成できない状況が続いておりました。当社は、調達できなかった営業債務の支払いのための資金が必要なることから、2019年12月27日付の取締役会において、本新株予約権については取得及び消却し、新たに新株式、第6回新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を発行すること並びに無担保ローン・ファシリティ契約を締結することを決議いたしました。

2. 取得及び消却する本新株予約権の内容

取得及び消却する新株予約権の名称	オンキヨー株式会社第7回新株予約権（行使価額修正条項付）
取得及び消却する新株予約権の数	16,883個（新株予約権1個当たり100株）
取得価額	合計894,799円（新株予約権1個当たり53円）
取得日及び消却日	2020年1月16日
消却後に残存する新株予約権の数	0個

(4) 資金調達

当社は、2019年12月25日付の取締役会においてEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社との間で無担保ローン契約の締結を決議し、同日付で締結いたしました。さらに、2019年12月27日付の取締役会において、EVO FUNDを割当先とする新株式（以下「本新株式」といいます。）第6回無担保転換社債型新株予約権付社債、第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）及び第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といい、第8回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行、割当先との間における、本新株式の発行に関する株式発行基本契約の締結並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する買取契約の締結、並びにEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社との間で無担保ローン・ファシリティ契約の締結を決議いたしました。

1. 無担保ローン契約の概要

借入先	EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社
締結日	2019年12月25日
借入額	500百万円
借入実行日	2019年12月25日
貸付期間	6ヶ月
金利	年率1.0%
期限前返済	2020年2月1日以降、借入先は、いつでも本当初借入の全部又は一部の期限前 弁済を要求することができる。 1
担保の有無	無担保
資金使途	営業債務の支払い

1 期限前弁済を行う場合、下記に記載の本新株式の発行及び本新株予約権の行使による調達金額が当該期限前弁済に充当される予定です。

2. 第三者割当による新株式の発行の概要

募集の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 60,000,000株 (各発行 20,000,000株ずつ)
発行価額	それぞれ、2020年2月19日(以下「第1回割当決議日」といいます。)、2020年3月9日(以下「第2回割当決議日」といいます。)及び3月26日(以下「第3回割当決議日」といいます。、第1回割当決議日及び第2回割当決議日とあわせて、個別に又は総称して「割当決議日」といいます。)のそれぞれの直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」といいます。)の90%に相当する金額(小数第2位切上げ)とします。
調達資金の額	756,000,000円 上記の発行価額の総額は、各割当決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(小数第2位切上げ)に基づいて決定されたものであります。
資本金及び資本準備金の増加額	資本金 400,000,000円 資本準備金 356,000,000円
割当先	EVO FUND
払込期日	第1回発行:2020年3月6日 第2回発行:2020年3月25日 第3回発行:2020年4月13日
資金の使途	遅延している営業債務の支払い 通常の営業債務の支払い 借入金の弁済

3. 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行の概要

詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」をご参照ください。

4. 無担保ローン・ファシリティ契約の概要

借入先	EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社
締結日	2020年1月17日
借入額	2,000百万円
借入実行日	期間中に借入人から申し込まれた日から10取引日以内 1
ファシリティ期間	2年間
個別貸付期間	6ヶ月
金利	年率1.0%
期限前返済	EVO FUNDを割当先とする新株式の発行がなされた場合又は第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使がなされた場合、当該発行又は行使に係る金銭が払い込まれた日の翌取引日(当日を含む。)までに、当該発行又は行使により当社が調達した資金の全額を本借入の弁済資金に用いて、借入先に弁済する。
担保の有無	無担保
資金使途	営業債務の支払い

1 個別貸付の貸付実行が借入人から申し込まれた日から10取引日以内に行われることについては、借入先の資金繰りに一定営業日を要することを鑑みて、融資実行を滞りなく進捗させるために協議した結果です。

2 2020年9月までにおいては、本新株予約権の行使が滞った際に、営業債務への支払遅延解消時期等にさらなる遅れがでる事態をさけるため、本借入契約による極度額内において借入を行い、遅延解消後においても本新株予約権の行使状況及び調達金額の増減を考慮しつつ借入申込を行うものとしします。

(5) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2020年5月20日開催の取締役会において、EVO FUND、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited)、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co.,Ltd)を割当先とする第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行を決議し、2020年6月5日付で本新株式に関する払込手続きが完了いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

(6) 包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約締結及び第三者割当による新株式の発行

当社は、2020年7月31日付の当社取締役会決議によりEVO FUND(以下「割当先」といいます。)との間で、株式発行プログラムの設定に係る契約(以下「株式発行プログラム設定契約」といいます。)を締結することについて決議し、同日付で株式発行プログラム設定契約を締結いたしました。

また、当社は、2020年7月31日付の取締役会決議において、株式発行プログラム設定契約により設定された株式発行プログラムに基づく割当先に対する第三者割当による新株式の発行に関し決議いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

(7) 資金調達

当社は、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第8回新株予約権(行使価額修正条項付)並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」で公表致しました、無担保ローン・ファシリティ契約により、下記の借入を行っております。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

5【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、各事業部門と開発技術部が一体となって「魅力ある商品に結びつく要素技術の開発」を目指して進めています。当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費の総額は2,373百万円となりました。

(1) 基礎研究

当社の経営指針である『VALUE CREATION』をスローガンに常に新しい価値提案を行うべく開発を進めています。

当連結会計年度においては、当社は昨年度より手掛けていたA Iスピーカー技術、ノウハウを活用し、B2Bビジネスへと展開できる技術開発を進めました。当社が得意とする「音」を解析し、データ化した上で、A I技術を適用することで、新たなビジネスの実現を進めました。これにより、人の行動認識や車両カウント、また、電話回線という特殊環境下での音声認識を活用したコールセンターのA I活用、といった当社ならではの視点での技術を実現しています。特にカメラを利用せず、振動センサーとA I技術を活用して人の歩行などの行動認識を判断するシステムは、国内外で論文発表を行い、高い評価を得ることができました。また、コールセンターのA I活用については、すでに当社のコールセンターで活用を開始し、修理依頼について、24時間365日受付を可能としています。今後、精度向上を進め、B2Bビジネスへと展開する予定です。

今後も、音を中心とした、新たなビジネスを構築するべく、開発を進めてまいります。

(2) A V事業に関する研究開発活動

新規格「IMAX® Enhanced」に対応した、9.2ch A Vレシーバー「TX-RZ840(B)」

IMAXシアターのクオリティを家庭で再現する新規格「IMAX® Enhanced」に対応し、7.2.2ch、5.2.4ch環境でDolby Atmos®やDTS:X®コンテンツをハイパワーで再生する、RZシリーズの9.2ch A Vレシーバー「TX-RZ840(B)」を発売しました。「IMAXモード」を利用することで、ハリウッドの大ヒット映画からドキュメンタリーまで制作者の意図を忠実に再現するIMAXシアターサウンドの没入感を再現しています。

9chハイパワーアンプを搭載することで、様々なスピーカー構成に対応し、臨場感あふれる立体音響をお楽しみいただけます。

電源部もこだわり、カスタムメイドの電源トランスと大容量コンデンサーを採用し、5Hzから100kHzの超高域再生周波数特性を確保し、安定した大電流供給による瞬間的な信号変動にも追従可能なスピーカー駆動を再現するなど、力強いスピーカードライブを実現しています。

(3) デジタルライフ事業に関する研究開発活動

耳をふさらず音楽や通話を楽しめる「ながら聴き」に適した「C9wireless neck speaker」

首にかけるだけで耳を塞がずスマートフォン等の音楽や通話を楽しむことができる、「ながら聴き」に適したパイオニアブランドのウェアラブルワイヤレススピーカー“C9wireless neck speaker”を発売しました。

この新しいウェアラブルタイプのスピーカー“C9wireless neck speaker”は、耳を塞がないリスニングスタイルなので周囲の“音”も聞くことができ、身に着けたまま移動や作業をしながらでも音楽やポッドキャスト、インターネットラジオ、英会話などを楽しむことができる新しいスタイルのワイヤレススピーカーです。長時間装着しても肩や首に負担にならない、わずか100gの軽量設計でありながら、存分に楽しめる連続24時間の長時間再生ができますので、一日中快適で存分にお楽しみいただけます。また、防水保護等級IPX4に準拠した防滴仕様・防汗設計に加え、UVコーティングが施されていますので、家事で手が濡れている時やウォーキング時の操作であってもキズがつきにくく、ファンデーションなどの汚れがついても簡単に落とすことができますので、暮らしの中の様々なシーンで活躍します。さらに、スマートフォンとの接続時には本機を使用して電話やA Iアシスタントに対応しますので、音声検索などをハンズフリーで行うことができます。

(4) OEM事業に関する研究開発活動

インドの自動車市場は続伸しており、2017年にインドに設立いたしました合併会社での車載スピーカー生産を現在拡大中です。これからも引き続き自動車メーカー各社の現地調達のご要望にお応えし、インド市場向け車載スピーカーの開発・生産体制強化に向けた取り組みを推進して参ります。

またTVメーカー、PCメーカー各社へのスピーカー提供と共にTVセット完成品の音づくりを協業し、TVやPCの「よい音」による製品価値向上を推進しております。特にTV分野では、従来の日本国内市場向け製品の外、中国市場向けに企画されたハイエンド製品や、欧州、中東及びトルコに展開する製品へのスピーカー提供や音づくり協業を拡大中です。

今後も国内外や製品ジャンルを問わず、“Sound by Onkyo”あるいは“Onkyo Speakers Installed”のブランドのもとに、各社がそれぞれ要望する「よい音」の実現に向け取り組みを加速していきます。

製品の形態や生活スタイルの変化に伴い、通常スピーカーの適用が難しい状況で、音楽・音声再生を可能とする発音デバイスとして加振器“Vibtone”の導入を推進してきました。電子ピアノや炊飯器などの製品や住宅建材等の分野向けに採用いただく一方で、AI技術が積極的に導入されているスマートホーム、スマートオートモティブといった製品形態において、その設置自由度を活かした発音デバイスとして訴求を強化してきました。今後も用途・使用形態を見据えながら、新たな市場の創出に向け商品ラインナップの拡充を図って参ります。

また「よい音」の鍵となるスピーカー振動系の素材開発やバイオミメティックス技術を導入した新形状の振動板など、スピーカーユニット設計、筐体設計、音質設計等、オーディオ専門メーカーとしての強みを更に進化させ、今後新たに伸びていく新規市場に対しても、あらゆる角度から「良い音」の積極的な提案を行って参ります。

なお、当連結会計年度におけるセグメントごとの研究開発費は次のとおりです。

セグメントの名称	研究開発費の金額(百万円)
AV事業	1,419
デジタルライフ事業	389
OEM事業	325
全社費用	238
合計	2,373

(注) 全社費用は特定のセグメントに関連付けられない基礎研究等に関する費用です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおいて、当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、357百万円であります。

(1)AV事業

当連結会計年度は販売競争に対処するための生産設備を中心に総額113百万円の設備投資を行っております。

(2)デジタルライフ事業

当連結会計年度は販売競争に対処するための生産設備を中心に総額40百万円の設備投資を行っております。

(3)OEM事業

当連結会計年度は販売競争に対処するための生産設備を中心に総額126百万円の設備投資を行っております。

(4)その他

当連結会計年度は業務の効率性を向上するためのシステムを中心に総額77百万円の設備投資を行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	敷金	その他		合計
本社 (大阪府東大阪市)	全社(共通)	統括管理 及び業務 施設	-	-	-	50	-	50	62 [16]
技術センター (大阪府寝屋川市)	全社(共通)	統括管理 及び業務 施設	-	-	-	0	-	0	40 [12]
東京オフィス (東京都墨田区)	全社(共通)	事務所	-	-	-	40	-	40	46 [9]
三重工場 (三重県津市)	全社(共通)	業務施設	52	-	522 (46,902)	-	-	574	5 [9]

- (注1) 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。
 (注2) 金額には消費税等を含んでおりません。
 (注3) 従業員数の[]は、臨時雇用者数を外書しております。
 (注4) 本社は、連結会社以外から賃借しております。
 (注5) 技術センターの施設は、連結会社以外から賃借しております。
 (注6) 東京オフィスの施設は、連結会社以外から賃借しております。
 (注7) 三重工場は、連結会社以外へ賃貸しております。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	敷金	その他		合計
オンキヨー&パイオ ニア㈱	東京都 墨田区	A V事業	金型等	-	-	-	5	-	5	92 [4]

- (注1) 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。
 (注2) 金額には消費税等を含んでおりません。
 (注3) 従業員数の[]は、臨時雇用者数を外書しております。

(3) 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	敷金	その他		合計
ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.	マレーシア セランゴール 州	A V事業	生産設備	92	0	-	4	21	119	371 [2]
安橋(上海)商貿 有限公司	中国 上海	A V事業	ソフト ウェア等	-	0	-	-	17	17	52 [0]

- (注1) 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、建設仮勘定及びソフトウェアを含んでおります。
 (注2) 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。
 (注3) 金額には消費税等を含んでおりません。
 (注4) 従業員数の[]は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備投資計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては、当社を中心に調整を図っております。

(1) 重要な設備の新設

2020年3月31日現在

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内 容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方 法	着手及び完了予定 (年月)		完成後の 増加能力 (注)
				総額	既支 払額		着手	完了	
オンキヨー(株)	大阪府 東大阪市	全社共通 デジタルラ イフ事業 OEM事業	統括管理 及び業務 施設	227	-	自己資金及び 借入金	2020.4	2021.3	-
オンキヨー&パイオニア(株)	東京都 墨田区	AV事業	金型等	58	-	自己資金及び 借入金	2020.4	2021.3	-
オンキヨースポーツ(株)	東京都 墨田区	デジタルラ イフ事業	ソフト ウェア	20	-	自己資金及び 借入金	2020.4	2021.3	-

(注) 上記設備投資額は主として機械装置の更新等であり、記載を省略しております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	540,000,000
計	540,000,000

(注) 2020年6月25日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は2020年7月22日より324,000,000株減少し、216,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年9月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	274,331,671	108,268,294	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	274,331,671	108,268,294	-	-

(注1) 「提出日現在発行数」欄には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株式発行及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注2) 2020年7月22日付で5株を1株とする株式併合の効力発生を行っており、発行済株式総数残高は2020年7月22日時点で、96,768,294株となりました。発行済株式総数残高は、2020年7月21日現在の株主名簿をもとに、当該株式併合を考慮して記載しております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

新株予約権等に関する事項は、次のとおりであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。なお、2019年3月18日付にて発行した第5回新株予約権については、2020年1月6日までに新株予約権29,449,800個全ての行使が完了しております。また、同じく2019年3月18日付にて発行した第6回新株予約権についても2019年8月22日までに新株予約権9,000,000個全ての行使が完了しております。

第7回新株予約権

決議年月日	2019年8月21日
新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初60(注2)(注3)(注6(2))
新株予約権の行使期間	自 2019年9月9日 至 2020年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注4) 資本組入額(注5)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

第7回新株予約権の目的である株式の総数は0株(第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第7回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第7回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌日以降、1価格算定日が経過する毎に修正される。(注)2.に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各価格算定日の翌日において、基準行使価額(但し、当該金額が、下限行使価額(注)6.(2)に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。

また、(注)3.の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、基準行使価額は当該事由を勘案して調整される。

3. 行使価額の調整

(1)当社は、第7回新株予約権の割当日後、(注)3.(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

(注)3.(2)の取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注)3.(2)の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
 - (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - 1円未満の端数を四捨五入する。
 - 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(注)3.(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(2)の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5)(注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (6)(注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
 - (7)(注)3.に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、(注)3.(2)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 4.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
 第7回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第7回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第7回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、(注)1.の第7回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
 - 5.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 第7回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
 - 6.本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
 - (1)本新株予約権の目的となる株式の総数は41,666,700株、割当株式数((注)1.に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
 - (2)行使価額の修正の基準及び頻度
 修正の基準
 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌日以降、1価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。
 - ・当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
 - ・取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
 - ・当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず、)とする。
 本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各価格算定日の翌日において、直前価格算定日の取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、(注)3.の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、基準行使価額は当該事由を勘案して調整される。
 修正の頻度
 行使価額は、1価格算定日が経過する毎に修正される。
 - (3)行使価額の下限及び割当株式数の上限
 下限行使価額は当初30円とする。但し、(注)3.の規定を準用して調整される。
 割当株式数の上限41,666,700株(2019年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数の36.18%)

(4)自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、2019年9月10日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり53円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
 当社は、2020年9月8日において、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たり53円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

(5)権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

本新株予約権の行使コミットメント

割当先は、当社に対して、行使期間中に本新株予約権の全部を行使した場合を除き、行使期間中に以下の表中の「コミットメント条件」に記載のコミットメント条件が達成された場合、当該コミットメント条件の達成日において、当該コミットメント条件達成日に先立つ当該コミットメント条件達成に係る20適格取引日（大要、当社普通株式の終値が下限行使価額の115%に相当する金額を上回り、市場混乱事由が生じおらず、かつ、行使停止期間中の取引日ではない取引日をいいます。）中取得株式数が、当該コミットメント条件に対応する以下の表中の「コミットメント株式数」に記載の株式数（但し、当社が、本新株予約権割当契約締結日以後に株式分割等を行った場合には、当社及び割当予定先は協議の上でかかる株式数を公正かつ合理的に調整するものとします。）に達するまで、本新株予約権が行使されていることを約束しております（以下「行使コミットメント」といいます。）。
 なお、当社の2019年8月20日までの直近1ヶ月間（2019年7月22日～2019年8月20日）における1日当たりの平均出来高は5,371,729株、同3ヶ月間（2019年5月21日～2019年8月20日）における1日当たりの平均出来高は17,791,086株、同6ヶ月間（2019年2月21日～2019年8月20日）における1日当たりの平均出来高は9,975,283株となっております。

コミットメント条件	コミットメント株式数
当該日における当社普通株式の出来高が1,000万株以上となる適格取引日（但し、当該適格取引日よりも前にコミットメント条件達成日が存在する場合は、当該コミットメント条件達成日以前のかかる適格取引日を除く。以下本表において同じ。）が20に到達したこと	3,500万株
当該日における当社普通株式の出来高が750万株以上1,000万株未満となる適格取引日が20に到達したこと	3,000万株
当該日における当社普通株式の出来高が500万株以上750万株未満となる適格取引日が20に到達したこと	2,000万株
当該日における当社通株式の出来高が250万株以上500万株未満となる適格取引日が20に到達したこと	1,000万株
当該日における当社普通株式の出来高が50万株以上250万株未満となる適格取引日が20に到達したこと	200万株

(6)当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7)当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

7. 本新株予約権は2020年1月16日時点において、399,784個の新株予約権行使が完了し、未行使新株予約権16,883個については当社が取得し、その全部を消却しております。

第8回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年8月31日)
決議年月日	2019年12月27日	同左
新株予約権の数(個)	1,320,000	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	132,000,000(注1)	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初28(注2)(注3)(注6(2))	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年1月20日 至 2022年1月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注4) 資本組入額(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

当社は、2020年1月17日付にて発行いたしました第8回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の残存する全部を取得及び消却することを、2020年5月20日開催の取締役会において決議し、2020年6月4日に本新株予約権の全部を取得及び消却いたしました。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は132,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株)とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

(1)修正日(本新株予約権の各行使請求の効力発生日)における修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(2)前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の割当日後、(注)3.(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(注)3.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注)3.(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(注)3.(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第9回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債(但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注)3.(4)に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(注)3.(4)乃至(注)3.(4)の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注)3.(4)乃至(注)3.(4)の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第8回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(注)3.(4)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(4)の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)(注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)(注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7)(注)2.及び(注)3.に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、(注)3.(4)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は150,000,000株、割当株式数((注)1.に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
 - (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
修正の基準
本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。
修正の頻度
(注)6.(2)の記載に従い修正される。
 - (3) 行使価額の下限及び割当株式数の上限
(注)6.(2)にかかわらず、(注)6.(2)に基づく修正後の行使価額が15.5円を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする
割当株式数の上限150,000,000株(2019年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は95.59%)
 - (4) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。
 - (5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容
金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で買取契約を締結しております。
 - (6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容
該当事項はありません。
 - (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社及び大臈直人はそれぞれ、1,725万株及び400万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株(利率:3%、貸借期間:2019年12月27日~2023年1月31日)を行っております。割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。
7. 本新株予約権は2020年3月31日時点において、180,000個の新株予約権行使が完了し、未行使新株予約権1,320,000個となっております。

第9回新株予約権

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年8月31日)
決議年月日	2019年12月27日	同左
新株予約権の数(個)	500,000	100,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000,000(注1)	10,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初28(注2)(注3)(注6(2))	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年1月20日 至 2023年1月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注4) 資本組入額(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

2020年7月22日付で5株を1株とする株式併合の効力発生を行っており、第9回新株予約権の目的となる株式数は同日付で10,000,000株となっております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は50,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

(1)修正日(割当日の翌日(当日を含む。))から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正される。行使価額の修正基準に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。))から起算して6ヶ月後の応当日(応当日が存在しない場合には、翌月の当初日)における修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(2)前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の割当日後、(注)3.(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(注)3.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注)3.(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(注)3.(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第9回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債(但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注)3.(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

つ、

(注)3.(4)乃至(注)3.(4)の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注)3.(4)乃至(注)3.(4)の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第8回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
 - (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(注)3.(4)の場合は基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。))とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(4)の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5)(注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6)(注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - (7)(注)2.及び(注)3.に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、(注)3.(4)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は50,000,000株、割当株式数((注)1.に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
 - (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
修正の基準
本新株予約権の行使価額は、割当日の翌日(当日を含む。)から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して6ヶ月後の応当日(応当日が存在しない場合には、翌月の当初日とする)に、直前取引日の東証終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。
修正の頻度
(注)6.(2)の記載に従い修正される。
 - (3) 行使価額の下限及び割当株式数の上限
(注)6.(2)にかかわらず、(注)6.(2)に基づく修正後の行使価額が15.5円を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする
割当株式数の上限50,000,000株(2019年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は31.86%)
 - (4) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。
 - (5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で買取契約を締結しております。
 - (6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容該当事項はありません。
 - (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社及び大臈直人はそれぞれ、
1,725万株及び400万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株(利率:3%、貸借期間:2019年12月27日~2023年1月31日)を行っております。割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。
7. 本新株予約権は2020年3月31日時点において、未行使新株予約権500,000個となっております。

当事業年度中に会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の内容	
社債の総額	- 円
各社債の金額	12,500,000円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	2020年1月17日
償還の方法及び期日	本社債は、2022年1月26日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
募集方法	第三者割当
新株予約権の内容	
社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は17,857,120株（新株予約権1個当たり446,428株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	当初28円（注2）（注3）
新株予約権の行使期間	2020年1月20日から 2022年1月19日まで（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注9） 資本組入額（注10）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」欄に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2．転換価額の修正

(1)修正日（本新株予約権の各行使請求の効力発生日）における修正日価額が、当該修正日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(2)上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、

転換価額は下限転換価額とする。

3．転換価額の調整

(1)当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(注)3.(2)乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注)3.(2)乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 転換価額調整式の計算については、0.1円未満の端数を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、2020年1月20日から2022年1月19日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
- (2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- (3) 当社が、(注)5.(3)乃至(5)に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
- (4) 当社が、(注)6.に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

5. 償還の方法

- (1) 本社は、2022年1月26日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、下記(3)乃至(5)に定めるところによる。
- (2) (注)5. に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 請求による繰上償還
当社は、2020年1月20日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求を受領した日から30日を経過した日に、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還する。
- (4) 組織再編行為による繰上償還
当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。
- (5) 上場廃止等による繰上償還
当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

6. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。
当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 当社が(注)5.、(注)2.若しくは(注)3.、(注)7.又は(注)8.の規定に違反し、3銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

7. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

8. 財務上の特約（担保提供制限）

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、(注)1.の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は、株価の上昇又は下落により増加・減少することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、(注)2.に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。
- (2) 転換価額の修正の基準及び頻度

修正の基準

本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」という。）の90%に相当する金額の小数第2位を切上げた金額が、当該修正日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

注)11.(2)にかかわらず、注)11.(2)に基づく修正後の転換価額が15.5円を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とする。

修正の頻度

(注)11.(2)の記載に従い修正される。

- (3) 転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限
転換価額の下限
注) 11.(2) の記載のとおりである。
新株予約権の目的となる株式の数の上限
該当事項はありません。
- (4) 本新株予約権付社債は、(注) 5.(3)乃至(5)に従い、繰上償還されることがある。
- (5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
金融商品取引法に基づく本新株予約権付社債の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で、本新株予約権付社債の割当て等を規定する買取契約を締結致しました。
- (6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません
- (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社及び大拙直人はそれぞれ、1,725万株及び400万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株(利率:3%、貸借期間:2019年12月27日~2023年1月31日)を行っております。
割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。
- (8) その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
12. 本新株予約権付社債の発行決議日は2019年12月27日であります。
13. 本新株予約権付社債は2020年3月2日までに新株予約権40個全ての転換が完了しております。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第5回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第10期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	100,000	25,849,800
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	100,000	25,849,800
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	28	33
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	2	871
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	29,449,800
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	29,449,800
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	35
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	1,039

第6回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第10期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	9,000,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	9,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	46
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	414
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	9,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	9,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	46
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	414

第7回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第10期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	84	399,784
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	8,400	39,978,400
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	30	33
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	0	1,344
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	399,784
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	39,978,400
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	33
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	1,344

第8回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第10期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	180,000	180,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	18,000,000	18,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	21	21
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	381	381
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	180,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	18,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	21
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	381

第9回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第10期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第10期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	40	40
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	26,353,276	26,353,276
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	18	18
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	500	500
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	40
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	26,353,276
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	18
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	500

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2015年11月24日(注1)	8,080,600	81,303,965	513	4,011	513	3,347
2017年2月22日(注2)	5,309,730	86,613,695	300	4,311	300	3,647
2017年8月21日 ~2017年8月31日 (注3)	5,929,500	92,543,195	607	4,919	607	4,255
2017年9月1日 ~2017年9月12日 (注4)	4,070,500	96,613,695	372	5,292	372	4,628
2017年10月31日 (注5)	7,936,500	104,550,195	500	5,792	500	5,128
2018年9月19日 (注6)	7,000,000	111,550,195	315	6,107	315	5,443
2019年3月19日 ~2019年3月31日 (注7)	3,600,000	115,150,195	83	6,191	83	5,527
2019年4月3日 ~2019年4月26日 (注8)	10,000,000	125,150,195	185	6,376	185	5,712
2019年5月8日 ~2019年5月22日 (注9)	11,155,000	136,305,195	165	6,542	165	5,877
2019年6月17日 ~2019年6月18日 (注10)	9,094,800	145,399,995	189	6,732	189	6,068
2019年7月10日 (注11)	150,000	145,549,995	3	6,735	3	6,071
2019年8月22日 (注12)	4,350,000	149,899,995	100	6,836	100	6,172
2019年9月9日 ~2019年9月25日 (注13)	7,020,000	156,919,995	142	6,978	142	6,314
2019年10月1日 ~2019年10月31日 (注14)	10,950,000	167,869,995	190	7,169	190	6,504
2019年11月1日 ~2019年11月29日 (注15)	11,000,000	178,869,995	182	7,351	182	6,686
2019年12月2日 ~2019年12月9日 (注16)	11,000,000	189,869,995	167	7,519	167	6,855
2020年1月6日 ~2020年1月31日 (注17)	18,838,668	208,708,663	211	7,730	211	7,066
2020年2月4日 ~2020年2月20日 (注18)	18,397,204	227,105,867	175	7,905	175	7,241
2020年3月2日 ~2020年3月31日 (注19)	47,225,804	274,331,671	356	8,261	332	7,573

- (注1) 第三者割当
発行価格 1株につき 127円
資本組入額 1株につき 63.5円
割当先 株式会社河合楽器製作所
- (注2) 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。
- (注3) 第3回新株予約権5,929,500個行使による増加であります。
- (注4) 第3回新株予約権4,070,500個行使による増加であります。
- (注5) 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。
- (注6) 第三者割当
発行価格 1株につき 90円
資本組入額 1株につき 45円
割当先 DTS, Inc.
- (注7) 第5回新株予約権3,600,000個行使による増加であります。
- (注8) 第5回新株予約権10,000,000個行使による増加であります。
- (注9) 第5回新株予約権11,155,000個行使による増加であります。
- (注10) 第5回新株予約権4,594,800個及び第6回新株予約権4,500,000個行使による増加であります。
- (注11) 第6回新株予約権150,000個行使による増加であります。
- (注12) 第6回新株予約権4,350,000個行使による増加であります。
- (注13) 第7回新株予約権70,200個行使による増加であります。
- (注14) 第7回新株予約権109,500個行使による増加であります。
- (注15) 第7回新株予約権110,000個行使による増加であります。
- (注16) 第7回新株予約権110,000個行使による増加であります。
- (注17) 第5回新株予約権100,000個、第7回新株予約権84個、第8回新株予約権140,000個行使及び第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による4,730,268株の転換による増加であります。
- (注18) 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債による18,397,204株の転換による増加であります。
- (注19) 第8回新株予約権40,000個行使、EVO FUNDを割当先とした第三者割当による新株式40,000,000株の発行及び第6回無担保転換社債型新株予約権付社債による3,225,804株による増加であります。
第三者割当(第1回)
発行価格 1株につき 17.1円
資本組入額 1株につき 9円
割当先 EVO FUND
第三者割当(第2回)
発行価格 1株につき 11.7円
資本組入額 1株につき 6円
割当先 EVO FUND
- (注20) 2020年4月1日から2020年7月21日までの間に、第三者割当による新株式発行による20,000,000株、第8回新株予約権378,000個の行使及びD E Sによる新株式151,709,800株の発行により、発行済株式総数が209,509,800株、資本金が1,154,615,896円増加しております。
- (注21) 2020年7月22日付で5株を1株とする株式併合の効力発生を行っており、発行済株式総数残高は2020年7月22日時点で、96,768,294株となりました。発行済株式総数残高は、2020年7月21日現在の株主名簿をもとに、当該株式併合を考慮して記載しております。
- (注22) 2020年7月22日から2020年9月16日までの間に、包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約に基づく第三者割当による新株式発行(第1回割当)及び新株式発行(第2回割当)により、発行済株式総数が23,000,000株増加し、資本金が418,600,000円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	30	134	34	114	39,455	39,769	-
所有株式数(単元)	-	20,112	123,070	142,445	195,092	39,153	2,220,994	2,740,866	245,071
所有株式数の割合(%)	-	0.73	4.49	5.20	7.12	1.43	81.03	100	-

(注) 自己株式408,187株は、「個人その他」に4,081単元を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
パイオニア株式会社	東京都文京区本駒込2丁目28番8号	10,835	3.95
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1585 BROADWAY NEW YORK, NY 10036 U.S. A (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	4,209	1.53
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部 Senior Manager Operation 小松原 英太郎)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (103-0027 東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	3,300	1.20
株式会社ライブスター証券	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	3,125	1.14
シュレストマノジユ	兵庫県 宝塚市	2,018	0.73
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号経団連会館6階	1,908	0.69
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行 頭取 三毛 兼承)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	1,839	0.67
足立 昇司	東京都 板橋区	1,825	0.66
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部 Senior Manager Operation 小松原 英太郎)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (103-0027 東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,796	0.65
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	1,773	0.64
計	-	32,628	11.91

(注) 「MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT」は2018年9月19日付の第三者割当増資により実際の株式所有者は「DTS, Inc.」と確認しております。

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 408,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 273,678,500	2,736,785	-
単元未満株式	普通株式 245,071	-	-
発行済株式総数	274,331,671	-	-
総株主の議決権	-	2,736,785	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
オンキヨー株式会社	大阪府寝屋川市日新町2番1号	408,100	-	408,100	0.15
計	-	408,100	-	408,100	0.15

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	655	27,401
当期間における取得自己株式	9,397	468,844

- (注) 1. 2020年7月22日付で5株を1株とする株式併合の効力発生を行っており、2020年7月21日までの取引については株式併合前の株式数で、2020年7月22日以降の取引については株式併合後の株式数で表示しております。当期間における取得自己株式9,397株の内訳は、株式併合前0株、株式併合後9,397株であります。
2. 当期間における取得自己株式数には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	73	3,358	25	875
その他(株式併合による減少)	-	-	326,546	-
保有自己株式数	408,187	-	91,013	-

- (注) 1. 2020年7月22日付で5株を1株とする株式併合の効力発生を行っており、2020年7月21日までの取引については株式併合前の株式数で、2020年7月22日以降の取引については株式併合後の株式数で表示しております。当期間におけるその他(単元未満株式の売渡請求による売渡)25株の内訳は、株式併合前5株、株式併合後20株であります。
2. 当期間における取得自己株式数には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
3. 当期間における保有自己株式数には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は経営基盤の強化に努め、安定的な配当を維持することを基本方針にしておりますが、累積損失の解消に至っていないことにより、誠に遺憾ながら当期配当は無配とさせていただきます。

当社は期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、決定機関は、株主総会であります。また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

内部留保資金については、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、研究開発投資、設備投資及び事業展開のための資金及び復配への充当を計画してまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

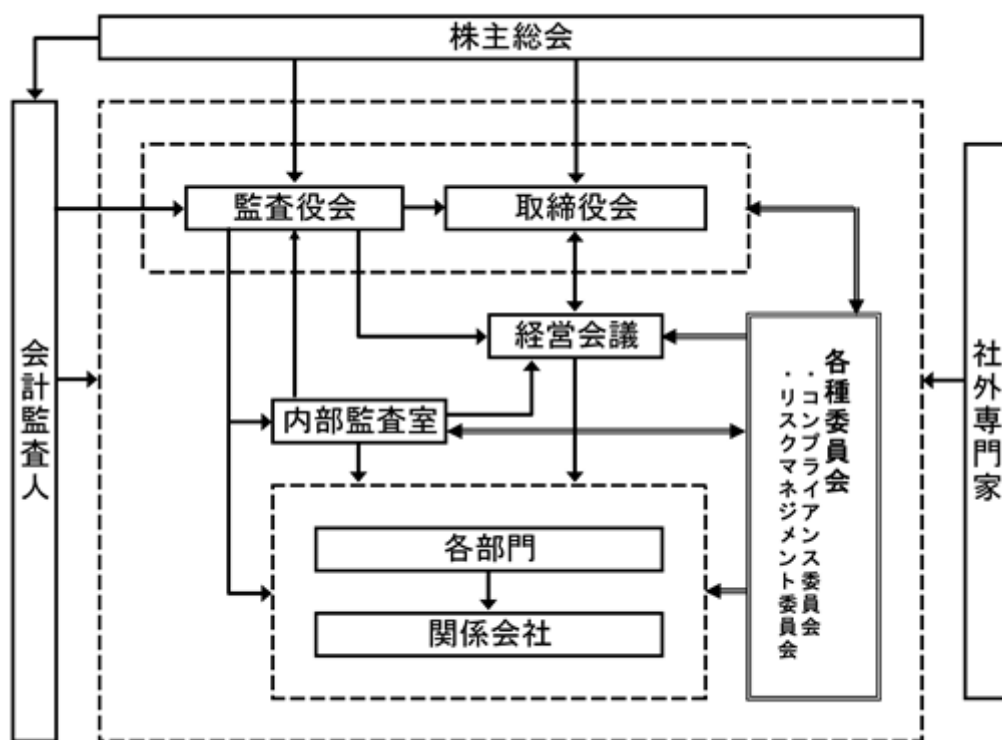
当社及び当社グループを構成するすべての企業は、株主をはじめ地域社会を含むすべての利害関係者と社会や環境に有用な企業であり続け、企業価値の向上を図ることを最も重要な課題のひとつと捉えています。そのために法令や規制を遵守し、執行役員制度の導入、社外取締役の選任、社外監査役の選任、内部監査室の整備等を通じてコーポレート・ガバナンスの充実、強化に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、提出日現在、監査役3名から構成され、そのうち2名が社外監査役となり、経営の監視機能の充実を図っております。全社レベルの重要な決議事項については、取締役会の決定に資するよう、取締役会の事前に経営会議にて十分な議論と審議を行い、その上で取締役会の審議と決議を行う体制を採用しております。

また当社においては、独立性を保持し、財務会計等の専門知識等を有する社外監査役を含む監査役（監査役会）が、会計監査人・内部監査室との積極的な連携を通じて行う「監査」により、ガバナンスの有効性を図っております。上記体制は、当社の内部統制システムに関する基本的な考え方を実現・確保するための実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断し、当該ガバナンス体制を採用しております。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



設置する機関の名称、目的権限及び構成員の氏名は以下のとおりです。

(取締役・取締役会)

当社の取締役は、代表取締役社長 大舘宗徳が議長を務め、その他メンバーは代表取締役副社長 宮田幸雄、取締役 宮城謙二、取締役 林亨、社外取締役 吉田和正、社外取締役 小谷進、以上6名の構成となっており、3ヶ月に1回以上の取締役会を開催しております。また、2010年度より執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を図り、取締役会の機能を高めるよう努力しております。

(監査役・監査役会)

当社は監査役制度を採用しており、監査役 山田格也、社外監査役 西浦孝充、社外監査役 石本慎一、以上3名の構成となっており、原則月1回の監査役会を開催し、取締役会・経営会議等の重要会議に出席しております。監査役会においては、定期的に取締役及び執行役員から各担当業務についての報告及び説明を受けており、会計監査人からは必要に応じ業務の報告及び説明を受けております。

(内部監査室)

当社業務の健全性を保つため、最高経営責任者直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び関係会社の監査を実施しております。室岡康幸が内部監査室長含め担当者2名を配置しており、内部統制部門をはじめとする各部署内における業務活動及び諸制度が、経営目的に準拠して遂行されているか否かを評価し、必要に応じて適切な勧告を行うこととし、社内各部門及び関係会社への牽制機能を果たしております。

(会計監査人)

会計監査については、会計監査人である監査法人Ks Lab.と監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。

(コンプライアンス委員会)

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役社長 大舘宗徳を委員長とし、各本部長を委員メンバーとしております。「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス関連制度の整備など、法令遵守等のための取り組みを推進し、またコンプライアンスに関わる課題・対応策の協議・承認を行う組織であります。また、公益通報者保護法理、統制及び牽制機能を果たしております。

企業統治に関するその他の状況

(内部統制システムの整備の状況)

当社は内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法および会社法施行規則に規定する内部統制システムの体制整備に必要なとされる各条項に関する内容を「内部統制システムに関する基本方針」に定めております。なお、かかる体制の下で各担当取締役は、担当する内部統制システムの整備について、会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図っております。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社のリスク管理体制は、経営成績・財務状況など経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクにつきまして全社横断的な機能会議で常に洗い出しを行い、経営の影響度に応じて経営会議及び取締役会において審議を行っております。また、「リスクマネジメント基本規程」に基づきリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの全体的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策の協議・承認を行い、事業の継続・安定的発展を確保しております。

（子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）

当社の子会社の業務の適正を確保するため、社内規則に従い子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行い、当社より取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行及び業務執行状況を監視・監督を行っております。一方子会社においては、自社の規模、事業の性質、機関設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、適切な内部統制システムを整備することとし、重要な職務執行について当社に報告するための体制を取っております。

（責任限定契約の内容の概要）

当社と社外取締役及び監査役全員につきまして、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

（取締役の定数）

2016年6月23日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、当社の取締役は10名以内とする旨定めております。

（取締役の選任及び解任の決議要件）

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。なお、解任に係る決議要件は定めておりません。

（取締役会で決議できる株主総会決議事項）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは自己の株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な経営を可能にすることを目的とするものです。

（中間配当に関する事項）

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

（株主総会の特別決議要件）

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 CEO	大 舘 宗 徳	1970年 1 月28日生	1996年 3 月 ビジネスネットワークテレコム(株) (現 : ODSコミュニケーションサービス(株)) 代表取締役社長 2005年 2 月 オンキヨー(株) (同社はオンキヨーサウンド&ビジョン(株)に商号変更を行い、その後当社へ吸収合併しております。以下オンキヨー(株)といひます。) 入社 2006年 6 月 同社取締役 執行役員事業開発本部長 2007年 6 月 同社代表取締役副社長 2009年 6 月 同社代表取締役社長 2010年10月 当社代表取締役社長 2012年 1 月 Gibson Guitar Corp. (現 : Gibson Brands, Inc.) 取締役 2012年 4 月 当社代表取締役社長 CEO (現任) 2012年 6 月 ティアック(株)取締役 2013年 2 月 株Gibson Guitar Corporation Japan代表取締役会長CEO	(注 4)	-
代表取締役副社長	宮 田 幸 雄	1950年12月28日生	1976年 1 月 フォスター電機(株)入社 2001年 6 月 同社取締役 2003年 6 月 同社常務取締役 2007年 4 月 豊達電機台湾股份有限公司董事長 2007年 6 月 フォスター電機(株) 専務取締役 2009年 6 月 同社代表取締役社長 2014年 7 月 同社顧問 2015年 4 月 当社顧問 B2B本部長 2015年 6 月 当社取締役 B2B本部長 2016年 6 月 当社取締役副社長 B2B本部長 2017年 3 月 当社取締役副社長 B2B本部長兼調達本部担当 2018年 4 月 当社取締役社長 技術本部長兼B2B本部長 2018年 8 月 当社代表取締役副社長兼B2B本部長 2019年 6 月 当社代表取締役副社長 (現任)	(注 4)	-
取締役	林 亨	1964年 4 月30日	1989年 4 月 オンキヨー(株)入社 2005年 4 月 同社海外営業部長 2006年 1 月 同社事業開発室長 2007年 7 月 同社経営管理副本部長 2009年10月 同社経営企画室長 2010年 1 月 同社執行役員 経営企画室長 2010年10月 当社執行役員 経営企画室長 2016年 6 月 当社取締役 経営企画室長 2017年 8 月 当社取締役 経営企画室長兼情報システム部長 2018年 4 月 当社取締役 経営企画室長兼経営企画部長 2018年 8 月 当社取締役経営企画室長 2019年 6 月 当社取締役 経営企画・財務担当 2020年 3 月 当社取締役 経営企画担当 (現任)	(注 4)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	宮城 謙二	1957年12月3日生	1982年4月 オンキヨー(株)入社 2004年6月 同社執行役員 2005年4月 Onkyo Europe Electronics GmbH(現:Pioneer & Onkyo Europe GmbH)社長 2010年10月 当社執行役員 2014年11月 オンキヨーエンターテイメントテクノロジ(株)(現:ODSコミュニケーションサービス(株))代表取締役社長 2017年6月 当社取締役 オンキヨー&バイオニアノベーションズ(株)(現:ODSコミュニケーションサービス(株))代表取締役社長 2017年10月 当社取締役 オンキヨー&バイオニアノベーションズ(株)代表取締役社長 兼マーケティング担当 2018年4月 当社取締役 オンキヨー&バイオニア(株)代表取締役社長(現任)	(注4)	29
取締役 (社外)	吉田 和正	1958年8月20日生	1984年10月 Intel Corporation入社 1988年4月 インテル(株)プロダクト・マーケティング部長兼地域営業部長 2002年5月 同社インテル・アーキテクチャ営業統括本部長 2003年6月 同社代表取締役社長 2004年12月 Intel Corporation セールス&マーケティング統括本部副社長 2012年4月 Gibson Guitar Corp.(現:Gibson Brands, Inc.)取締役 2012年6月 当社取締役(現任) 2013年6月 CYBERDYNE(株)取締役(現任) 2014年6月 TDK(株)取締役(現任) 2015年6月 ㈱豆蔵ホールディングス取締役(現任) 2016年7月 フリービット(株)取締役(現任) 2017年12月 ㈱マイナビ取締役(現任)	(注4)	-
取締役 (社外)	小谷 進	1950年4月12日生	1975年4月 バイオニア(株)入社 2003年6月 同社執行役員 バイオニアヨーロッパNV会長 兼 社長 2006年6月 同社執行役員 国際部長 2007年6月 同社常務執行役員 ホームエンターテイメントビジネスグループ本部長 2008年6月 同社常務取締役執行役員 ホームエンターテイメントビジネスグループ本部長 2008年11月 同社代表取締役社長 2018年6月 同社取締役 兼 会長執行役員 2019年4月 同社特別顧問 2020年6月 当社取締役(現任)	(注4)	-
常勤 監査役	山田 格也	1959年11月6日生	1984年4月 オンキヨー(株)入社 1989年6月 同社国際部海外グループ、オンキョードイツ出向 1996年6月 同社オーディオ事業部セクションリーダー ONKYO U.S.A Corporation出向 1997年11月 同社経理部経理グループ 2001年1月 同社内部監査室課長 2007年7月 同社経理課長 2015年9月 オンキヨー&バイオニア(株)事業管理本部 事業管理部事業管理課長 2016年10月 当社内部監査室長 2017年12月 当社経理財務本部経理部長 2018年6月 当社B2B本部事業管理部長 2019年6月 当社監査役(現任)	(注5)	22
監査役 (社外)	西浦 孝充	1948年7月9日生	1971年4月 等松・青木監査法人(現:有限責任監査法人トーマツ)入所 1996年7月 同法人代表社員就任 2007年5月 公認会計士西浦孝充事務所開設(現任) 2008年6月 オンキヨー(株)監査役 2010年10月 当社監査役(現任)	(注5)	-
監査役 (社外)	石本 慎一	1959年8月23日生	1985年3月 税理士登録 1987年11月 サンワ等松青木監査法人(現:有限責任監査法人トーマツ)大阪事務所入所 2002年5月 税理士法人トーマツ移籍 2005年3月 同法人退職 2007年11月 アズタックス税理士法人理事(現任) 2009年6月 オンキヨー(株)監査役 2010年10月 当社監査役(現任)	(注5)	-
計					51

- (注1) 取締役のうち吉田和正氏及び小谷進氏は、社外取締役です。
- (注2) 監査役のうち西浦孝充氏及び石本慎一氏は、社外監査役です。
- (注3) 当社では、監督と執行の分離を図り、取締役会の機能を高めるため、執行役員制度を導入しております。その他の執行役員として、孝治修(経理財務部長)、奥村暢章(総務人事部長)、百足敏治(B2B事業部長)、土田秀章(デジタルライフ事業担当)が就任しております。
- (注4) 2020年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- (注5) 2018年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。なお、山田格也につきましては、2019年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から補欠としての就任であり、任期は他在任監査役の任期の満了する時であります。
- (注6) 2019年6月26日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって、孝治修氏は監査役を辞任しております。
- (注7) 当社社外取締役であった小野幹夫氏は2020年6月24日に辞任しております。
- (注8) 2020年6月25日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、奥田伸明氏は取締役を退任しております。
- (注9) 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 (千株)
室岡康幸 (1968年3月13日生)	1990年4月 パイオニアコミュニケーションズ(株)(同社はパイオニアホームエレクトロニクス(株)への吸収合併により解散しております。)入社 2005年4月 同社総務部経理課長 2009年10月 同社経営管理部長 2013年10月 パイオニアホームエレクトロニクス(株)(現: オンキヨー&パイオニア(株))経営統括部経営管理部長 2015年3月 当社総務人事副部長 2016年3月 当社総務人事部東京総務課長 2017年1月 当社総務人事部総務課長 2017年8月 当社総務人事本部総務部総務課長 2017年10月 当社総務部総務課長 2019年3月 当社内部監査室長(現任)	-

社外役員の状況

a. 社外取締役

当社は、外部からの視点を取り入れることで経営の透明性を向上させるべく2名の社外取締役を登用しております。吉田和正及び小谷進は、長年にわたり経営者として企業経営に携わっており、その経営の専門家としての経験・見識に基づいた監視や助言により、当社の経営体制が一層強化されるものと考えております。

社外取締役は2名とも当社及び当社の関係会社出身者ではなく、当社及び当社の特定関係事業者の業務執行取締役、役員等の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。また、当社は、社外取締役が有する知識や経験、独立性に基づく監視や助言を期待しており、同社外取締役の職務執行が当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるものと考えております。なお、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

当社の社外取締役吉田和正は、CYBERDYNE株式会社、株式会社豆蔵ホールディングス、フリービット株式会社、株式会社マイナビの取締役を兼務しております。

b. 社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれのない客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識・経験等を活かした社外的観点からの監査、及び助言・提言等をそれぞれ行なえるよう、その選任にあたっては、独立性を重視しております。このような考え方のもと社外監査役に公認会計士等の専門家を選任することにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する経営システムの構築を目指しております。社外監査役西浦孝充は公認会計士の資格を、また、社外監査役石本愼一は税理士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役は、積極的に監査に必要な情報の入手を心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、原則月1回開催される監査役会と取締役会への出席を通じ、他の監査役と協力して監査役監査を実施しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等の経営上の重要な会議に出席のうえ、取締役の業務執行の状況を監督し、監査役監査、会計監査、内部監査の監査結果の報告を受けるとともに、内部統制部門とは適宜情報交換や質疑応答を行うことで、社外取締役による監督が有効なものとなるよう相互連携を図っております。

社外監査役を含む監査役と会計監査人の連携につきましては、「監査役監査基準」に次のとおり定め、連携いたしております。

1. 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監査役会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努める。
2. 監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。
3. 監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。
4. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。
5. 監査役は、会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告等を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は取締役に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、原則毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、「監査役監査基準」に基づき定期的の実施されています。なお、常勤監査役山田格也は、当社の経理部及び経理関連部門に1997年11月から2015年8月まで在籍し、通算18年にわたり決算手続並びに財務諸表の作成等に従事しております。また、社外監査役西浦孝充は公認会計士の資格を、社外監査役石本愼一は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役山田格也は全ての取締役会、監査役会に出席のほか、経営会議などの社内重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査室による内部監査への立ち合いなどを行っております。

社外監査役西浦孝充氏は、取締役会は12回開催中全回出席し、監査役会は14回開催のうち13回出席しております。社外監査役石本愼一氏は、取締役会は12回開催中全回出席し、監査役会は14回開催中全回出席しております。各社外監査役は、定期的に行われる取締役会及び監査役会に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、最高経営責任者直属の内部監査室に担当者2名を配置し、「内部監査規程」に基づき当社及び関係会社の監査を実施しております。なお、社外監査役を含む監査役と内部監査部門の連携につきましては、「監査役監査基準」に次のとおり定め、連携しております。

1. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（本基準において「内部監査部門等」という。）と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。
2. 監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用する。
3. 監査役は、取締役のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署（本条において「内部統制部門」という。）その他の監査役が必要と認める部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。
4. 監査役会は、各監査役からの報告を受けて、取締役又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項を検討する。但し、監査役会の決定は各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人Ks Lab.

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

当期業務を執行した公認会計士は、八田和信、松岡繁郎の2名です。

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定理由については、会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び監査品質を具備し、当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有していると判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は会社法第344条に基づき、監査役会において2020年3月期における会計監査人の評価を実施しております。その評価について審議した結果、監査役会の要求を十分に満たしていると判定し、当該監査法人を当社会計監査人に選任しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任監査法人トーマツ

当連結会計年度及び当事業年度 監査法人Ks Lab.

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

監査法人Ks Lab.

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ

異動の年月日 2019年6月26日

監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合（概要）

異動監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 2018年6月21日

異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制監査報告書等における内容等

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2019年6月26日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現任会計監査人から当社の経営環境の変化に伴う監査工数の増大を理由に契約更新を差し控えたい旨の申出を受けました。これを契機として、当社としては、現任会計監査人の監査継続年数が長期に及ぶこと、また当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性等にも考慮した結果、新たに会計監査人を選任することといたしました。監査法人Ks Lab. を候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び監査品質を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できるとともに、当社関連事業についての知見、ノウハウ、人脈も有しており、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	75	-	55	-
連結子会社	-	-	-	-
計	75	-	55	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	20	-	-
連結子会社	2	8	-	-
計	2	28	-	-

(注) 当社の監査公認会計士は、次のとおり異動しております。

前連結会計年度：有限責任監査法人トーマツ

当連結会計年度：監査法人Ks Lab

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、税務申告業務となっており、その報酬は20百万円であります。また、当社の連結子会社であるPioneer & Onkyo U.S.A. Corporation及びMinda Onkyo India Private Limitedは当社の監査人と同一のネットワークにあるDeloitte & Touche LLPに監査等の契約を有しております。なお、Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporationが支払うべき報酬は税務申告業務報酬8百万円であります。また、Minda Onkyo India Private Limitedが支払うべき報酬は監査報酬2百万円であります。

(当連結会計年度)

当該事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるPioneer & Onkyo Europe GmbHはPricewaterhouseCoopers GmbHに対して監査等の契約を有しております。同じく、当社の連結子会社であるONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.はPricewaterhouseCoopersPLTに対して監査等の契約を有しております。Pioneer & Onkyo Europe GmbHが支払うべき報酬は監査報酬16百万円、税務申告業務報酬等23百万円であります。ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.が支払うべき報酬は監査報酬7百万円、税務申告報酬等2百万円であります。また、当社の連結子会社であるPioneer & Onkyo Marketing AsiaLtd.はMOORE STEPHENSに対して監査等の契約を有しており、支払うべき報酬は監査報酬2百万円あります。並びに、当社の連結子会社である広州安橋音響有限公司は広州市大公会計事務所有限公司に対して監査等の契約を有しており、支払うべき報酬は監査報酬1百万円あります。

(当連結会計年度)

開示すべき重要な報酬がないため、記載を省略いたします。

(d) 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査に必要と思われる日数、当社及び当社グループの規模、業務の特性等を勘案して適切に決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、会社規模及び業績を考慮の上、公正かつ公平に決定されるよう努めております。各取締役の報酬は、当事業年度につきましては2020年6月25日の取締役会において、代表取締役社長に一任する旨を決議し、各役員の報酬を決定しております。また、各監査役の報酬額は2020年6月25日の監査役会での協議により決定しております。

なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2011年6月22日であり、決議の内容は、取締役の報酬等の額を年額400百万円以内（対象の員数7名）とし、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与額は含まないこと及び監査役報酬限度額を年額50百万円（対象の員数3名）とすることです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	70	70	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	8	8	-	-	2
社外役員	15	15	-	-	4

(注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役7名、監査役3名であります。

2. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社がもつばら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを保有目的とするものを純投資目的である投資株式といい、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会において、個別銘柄の保有の目的への適合性、保有により得られる便益と保有に伴うリスクとの衡量による保有の必要性・妥当性等を中長期的な経済合理性及び現在及び将来の視点から検証しております。それぞれの銘柄については、保有目的や保有の必要性等を定期的に検証し、保有の意義が乏しくなったと判断される銘柄については縮減に向けて対応を検討してまいります。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	171
非上場株式以外の株式	1	42

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	3	375	円滑な取引の維持又は共同開発を目的とした取得
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	266
非上場株式以外の株式	-	-

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ティアック(株)	289,400	289,400	業務提携関係の維持のため。	有
	42	56		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人Ks Lab.により監査を受けております。

なお、当社の監査人は、次のとおり交代しております。

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任監査法人トーマツ

当連結会計年度及び当事業年度 監査法人Ks Lab.

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表の適正性を確保する為の特段の取組みを行っております。具体的には、連結決算規程を制定し、定期的に内容の見直し・更新を行うとともに、会計基準等の内容をグループ内の連結対象関係会社に周知し、適切な会計処理が徹底されるよう、国内子会社の監査の立会いを行う一方、在外子会社に対して”Group Accounting Policy”を設定し、統一された会計基準の遵守徹底を図っております。

また、監査法人と定期的な情報交換を行い、基準の変更等に適時に対応できる体制を整備しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,478	718
受取手形及び売掛金	2 12,182	6,637
商品及び製品	2 2,180	1,051
仕掛品	2 145	128
原材料及び貯蔵品	2 1,219	1,225
未収入金	788	1,111
その他	463	461
貸倒引当金	531	3,492
流動資産合計	17,927	7,843
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,158	1,118
減価償却累計額	930	973
建物及び構築物(純額)	2 228	2 145
機械装置及び運搬具	1,123	1,178
減価償却累計額	954	1,178
機械装置及び運搬具(純額)	168	0
工具、器具及び備品	2,512	2,445
減価償却累計額	2,417	2,444
工具、器具及び備品(純額)	95	0
土地	201	2 220
建設仮勘定	29	-
その他	480	478
減価償却累計額	477	467
その他(純額)	2	11
有形固定資産合計	726	378
無形固定資産	2 67	2 31
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 1,674	1, 2 1,146
長期貸付金	-	192
繰延税金資産	96	-
その他	510	197
投資その他の資産合計	2,281	1,535
固定資産合計	3,075	1,945
資産合計	21,003	9,789

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,873	2,757
短期借入金	2,427	2,141
未払金	3,003	2,479
製品保証引当金	375	257
事業構造改善引当金	-	28
その他	1,389	907
流動負債合計	17,775	12,659
固定負債		
長期借入金	2,256	2,145
リース債務	13	6
繰延税金負債	104	73
リサイクル費用引当金	9	4
退職給付に係る負債	-	4
その他	270	251
固定負債合計	654	485
負債合計	18,430	13,145
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,191	8,261
資本剰余金	5,575	7,675
利益剰余金	9,984	19,865
自己株式	53	53
株主資本合計	1,728	3,981
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22	0
為替換算調整勘定	561	554
その他の包括利益累計額合計	539	554
新株予約権	7	6
非支配株主持分	296	64
純資産合計	2,572	3,355
負債純資産合計	21,003	9,789

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	43,836	21,808
売上原価	1, 3 32,555	1, 3 18,998
売上総利益	11,280	2,809
販売費及び一般管理費	2, 3 12,332	2, 3 8,155
営業損失()	1,052	5,346
営業外収益		
受取利息	4	2
受取配当金	27	2
持分法による投資利益	25	-
受取保険金	30	-
社債償還益	28	-
債務勘定整理益	33	-
還付消費税等	-	73
その他	74	144
営業外収益合計	224	223
営業外費用		
支払利息	146	108
持分法による投資損失	-	154
売上割引	23	6
支払手数料	182	177
為替差損	408	74
その他	88	24
営業外費用合計	849	545
経常損失()	1,676	5,668
特別利益		
固定資産売却益	4 169	-
投資有価証券売却益	1,648	187
事業譲渡益	96	-
債務免除益	-	51
特別利益合計	1,914	239
特別損失		
減損損失	5 867	5 597
投資有価証券評価損	261	284
関係会社株式売却損	29	53
貸倒引当金繰入額	-	2,934
事業再編損	-	474
事業構造改善費用	-	107
特別損失合計	1,158	4,452
税金等調整前当期純損失()	921	9,881
法人税、住民税及び事業税	57	109
法人税等調整額	839	20
法人税等合計	782	129
当期純損失()	138	10,011
非支配株主に帰属する当期純損失()	173	130
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	34	9,880

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失()	138	10,011
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	515	22
為替換算調整勘定	227	23
持分法適用会社に対する持分相当額	12	18
その他の包括利益合計	1 755	1 19
包括利益	894	10,030
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	702	9,866
非支配株主に係る包括利益	191	164

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,792	5,235	10,362	53	611
当期変動額					
新株の発行	398	398			797
親会社株主に帰属する当期純利益			34		34
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		58			58
土地再評価差額金の取崩			342		342
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	398	340	377	0	1,117
当期末残高	6,191	5,575	9,984	53	1,728

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	493	342	783	1,620	3	466	2,701
当期変動額							
新株の発行							797
親会社株主に帰属する当期純利益							34
自己株式の取得							0
自己株式の処分							0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							58
土地再評価差額金の取崩		342		342			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	515	-	222	737	4	169	902
当期変動額合計	515	342	222	1,080	4	169	128
当期末残高	22	-	561	539	7	296	2,572

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,191	5,575	9,984	53	1,728
当期変動額					
新株の発行	2,070	2,046			4,116
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			9,880		9,880
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		53			53
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,070	2,100	9,880	0	5,710
当期末残高	8,261	7,675	19,865	53	3,981

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	22	561	539	7	296	2,572
当期変動額						
新株の発行						4,116
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）						9,880
自己株式の取得						0
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						53
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22	7	14	1	232	218
当期変動額合計	22	7	14	1	232	5,928
当期末残高	0	554	554	6	64	3,355

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	921	9,881
減価償却費	576	289
事業譲渡損益(は益)	96	-
減損損失	867	597
事業再編損	-	474
事業構造改善費用	-	107
債務免除益	-	51
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	1,386	97
貸倒引当金の増減額(は減少)	164	2,964
製品保証引当金の増減額(は減少)	27	117
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4	5
リサイクル費用引当金の増減額(は減少)	4	4
受取利息及び受取配当金	32	5
受取保険金	30	-
社債償還益	28	-
債務勘定整理益	33	-
支払利息	146	108
為替差損益(は益)	68	37
固定資産除売却損益(は益)	169	-
持分法による投資損益(は益)	25	154
関係会社株式売却損	29	53
売上債権の増減額(は増加)	2,013	5,487
たな卸資産の増減額(は増加)	1,242	1,049
仕入債務の増減額(は減少)	4,592	1,133
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	230	1,023
未収入金の増減額(は増加)	371	573
前払費用の増減額(は増加)	80	63
前渡金の増減額(は増加)	-	280
その他	216	92
小計	6,723	1,673
利息及び配当金の受取額	37	22
利息の支払額	124	107
法人税等の支払額	111	58
法人税等の還付額	69	68
保険金の受取額	30	-
事業再編による支出	-	312
事業構造改善費用の支払額	-	40
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,823	2,101

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	181	47
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	386
有形固定資産の取得による支出	355	317
有形固定資産の売却による収入	680	0
無形固定資産の取得による支出	29	40
無形固定資産の売却による収入	-	5
投資有価証券の取得による支出	12	10
投資有価証券の売却による収入	2,678	370
関係会社株式の売却による収入	-	49
敷金及び保証金の差入による支出	-	51
敷金及び保証金の回収による収入	-	14
事業譲渡による収入	1,488	-
定期預金の払戻による収入	482	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,751	358
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,602	2,852
未払金の増減額（は減少）	2,063	-
長期借入れによる収入	196	-
長期借入金の返済による支出	2,060	99
新株予約権付社債の発行による収入	-	500
新株予約権付社債の償還による支出	1,972	-
株式の発行による収入	796	3,587
新株予約権の発行による収入	8	29
非支配株主からの払込みによる収入	63	116
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	104	237
自己株式の取得による支出	0	-
その他	68	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,601	1,009
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	26
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,684	760
現金及び現金同等物の期首残高	7,163	1,478
現金及び現金同等物の期末残高	11,478	1,718

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても5,668百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で6,468百万円（前連結会計年度末3,874百万円）存在していることに加え、当連結会計年度に親会社株主に帰属する当期純損失を9,880百万円計上した結果、当連結会計年度末現在において3,355百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、当社グループは事業ポートフォリオの見直しを行い、2019年5月21日付にて当社ホームAV事業の譲渡契約を締結いたしました。2019年6月26日開催の当社定時株主総会において本譲渡に関する議案は承認され、本譲渡のクロージング後は、譲渡対価で得た資金によって支払遅延の解消及び既存借入金の返済を速やかに進めることによって財政状態の改善を図る計画を準備しておりました。

しかしながら、本事業譲渡の実行に必要な契約の締結や資金調達の確保など、様々な条件を達成することが両当事者間で難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと等から、2019年10月4日付にて譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止することについて、両社間で合意に至りました。

このような状況から、当社は譲渡完了を前提に計画していた資金調達のプランを見直し、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」及び2020年6月5日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込完了、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ）」のとおり、大規模なエクイティファイナンスによる資金調達計画を実行することにより、営業債務の支払い遅延についての解消を目指してまいりました。

このような取り組みを進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により生産及び販売活動が限定され、当初予定していた経常収入が得られなかったことに加え、米国の主要販売代理店の経営成績悪化に伴い債権の回収可能性が著しく低下したことから、2,934百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失を9,880百万円計上しました。

また、株式市場における株価の低迷に伴い、新株予約権や新株発行により調達する金額が計画を大きく下回ったことから、債務超過の状況となっております。

当該財務体質の改善をより確実なものとするために、2020年7月31日付「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行、並びに主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」とおり、早期の営業債務の支払遅延と債務超過を解消すべく、新株発行による資金調達を行ってまいります。また、継続してABLやファクタリングを機動的に用いた資金調達を行っていくことに加え、当社保有の土地・株式等の資産の売却による資金化を促進してまいります。

なお、仕入取引先や借入先より、支払遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するように強く求められ、取引条件等について変更を余儀なくされる場合もありますが、当社の資金調達計画と債務や借入の返済計画を丁寧に説明の上、概ねご理解をいただき、引き続きご支援をいただいております。

また、今後当社グループの業績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、これまでの方針を変更し、2020年7月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」とおり、固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームAV事業を中核事業化し、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

このような方針変更を受け、以下の施策を遂行することで各事業の収益性の改善を図り、事業の拡大や企業価値の向上を図ってまいります。

・ホームAV事業の中核化

ホームAV事業では、国内従業員の約30%に相当する100名規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円の固定費の削減、さらに関税種別削減による開発費の削減等で年間約750百万円の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移しました。当該合理化策により、利益を確保できる体制が整ってきたこと、また、最大市場の米国において、新しくVOXXグループを販売代理店とする合意ができたことにより、早期の代金回収で安定的な商品供給を実現し、また、米国内の量販店、専門店と強固な関係をすでに築いているVOXXグループの販売網による将来の売上拡大が見込まれることとなり、今後は外部への譲渡を模索することを止め、当社グループの中核事業と位置づけ、業績回復の柱とすべく再チャレンジしてまいります。

・デジタルライフ事業の商品戦略と新規市場の開拓

デジタルライフ事業では、高付加価値のワイヤレスイヤホンや、伸長する人気アニメやファッションブランドをはじめとするコラボモデル、ゲーミング及びeスポーツ市場に向けた新ブランド「SHIDO」による新規開拓の活動を強化しております。また国内では、販売代理店として海外ブランド商品の取り扱いを進めております。2019年10月より販売を開始したKlipsch社の新製品ワイヤレスイヤホンは、受注が好調に推移する等、事業の強化に結び付いており、現在はホームAV関連商品の供給など包括的な協力関係の構築を目指した協議を進めております。

・OEM事業、その他事業の資本提携

OEM事業は、従来からの車載スピーカーにおける信頼、強みに加え、加振器(Vibtone)を用いた音・振動の新規ビジネス展開など、今後の成長が期待できる事業であり、これまでは当社グループの成長戦略の柱と位置づけてまいりました。

また、AIや産学連携による新ビジネス、e-onkyoによるハイレゾ配信、アニメ等とのブランドコラボレーションといった事業は、当社の技術開発力を用いて世の中の新しいニーズに応えるものとして中長期的に育てるビジネスであり、従来からのオーディオファンというオンキヨーの顧客とはまた異なる顧客層へのブランド認知にも貢献してまいりました。

しかしながら、これらの事業は、当社がこれまで展開してきた事業領域を超えてこそ、さらなる成長が図れるものであり、当社グループ外との協業、協力が不可欠であります。その協業の形を、単なる取引強化や業務上の提携にとどまらず、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

・ホームAV事業を中心としたグループ再編

ホームAV事業を核に積極的な事業・経営成績の立て直しを実現することを目的に、ホームAV事業を行うオンキヨー&パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社、AI、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業をオンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、当社はオンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更いたします。各事業を独立の会社とすることで、資本提携に向けた外部との協議・交渉を進めやすくし、また、それぞれの意思決定を迅速化、事業戦略がより推進できる体制を築いてまいります。

以上のような改善施策の実行により、グループ全体での合理化や各事業の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。なお、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

オンキヨー & パイオニア(株)、オンキヨー & パイオニアマーケティングジャパン(株)、オンキョースポーツ(株)、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN.BHD.、Pioneer & Onkyo Europe GmbH、Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、上海安橋電子有限公司、安橋(上海)商貿有限公司、広州安橋音響有限公司、Minda Onkyo India Private Limited

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 5社

ティアックオンキョーソリューションズ(株)、Moneual Onkyo Lifestyle Inc.、(株)CO3、S&O ELECTRONICS (MALAYSIA)SDN.BHD.、FLEXI ACOUSTICS SDN.BHD.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN.BHD.、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、上海安橋電子有限公司、安橋(上海)商貿有限公司、広州安橋音響有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたり、当該連結子会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法

在外連結子会社及び一部国内連結子会社は主として定額法

但し、当社及び主な国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～41年

機械装置及び運搬具 4～15年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金

製品のアフターサービスによる費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績率に基づいて計上しております。また、個別に発生額を見積もることができる費用については、当該金額を計上しております。

リサイクル費用引当金

PCリサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用負担に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については以下の方法によっております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に費用処理しております。

(5)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いに関する改正実務対応報告等の適用)

改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(2019年6月28日)及び改正実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(2018年9月14日)を、当連結会計年度より適用しております。

当該改正実務対応報告の適用が連結財務諸表に与える影響はありません。

(IFRS第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準(IFRS)を適用している一部の在外子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。

これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。

当該IFRS第16号の適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・ 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較的可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・ 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・ 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・ 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,125百万円	833百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
売掛金	3,066百万円	-百万円
たな卸資産	1,967	-
建物及び構築物	101	120
土地	-	220
無形固定資産	38	21
投資有価証券	723	529
計	5,896百万円	892百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	3,422百万円	765百万円
1年内返済予定の長期借入金	-	52
買掛金	2,929	613
未払金	-	62
長期借入金	107	55
計	6,458百万円	1,548百万円

(注) 1年内返済予定の長期借入金は、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて記載しております。

(注) 上記のほか、ODSコミュニケーションサービス株式会社(以下、OCSとする)の建物及び附属設備、構築物、土地が上記借入金の担保に供されております。

なお、当社はOCSに対してその他投資資産274百万円を有しており、上記借入金の担保提供期間においては、当該資産は支払留保されることとなります。

3 偶発債務

当社は、欧州地域における取引先との間において、販売促進に関連する一部費用について見解の相違があったため現在協議を進めております。今後の協議次第では当該費用の支払いが発生する可能性があり、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	-百万円	223百万円

4 財務制限条項

当社の借入金には以下の財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、貸付人の請求により、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、元本及び利息を支払うこととなっております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	370百万円	-百万円
短期借入金	2,540	-

短期借入金

) 毎月最終営業日時点における手元流動性が7億円(但し、担保評価額が貸付人の元本残高額を下回った場合において、貸付人の指示により担保不足額が加算される場合は当該加算後の金額)を下回らないよう維持するものとする。

) 借入人が本契約に基づく債務以外の債務(社債を含む)について期限の利益を喪失しないこと。

短期借入金

) 借入金残高が担保価値の175%を超えないこと。

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	105百万円	338百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
発送荷造費	777百万円	275百万円
広告宣伝費	578	222
販売促進費	623	525
貸倒引当金繰入額	113	71
特許使用料	1,595	845
販売手数料	422	191
製品保証引当金繰入額	375	257
給与手当	2,569	1,766
賞与引当金繰入額	297	85
研究開発費	608	407
支払手数料	1,402	1,289
退職給付費用	18	-

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	3,928百万円	2,373百万円

- 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	27百万円	- 百万円
土地	141	-
計	169百万円	- 百万円

5 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社	主な用途	種類	減損損失
オンキヨー(株) (大阪府寝屋川市)	共用資産	建物及び構築物、機械装置、 工具、器具及び備品、 リース資産、 建設仮勘定、無形固定資産	450百万円
オンキヨー&パイオニア(株) (東京都墨田区)	A V事業用資産	工具、器具及び備品	26百万円
オンキョースポーツ(株) (東京都墨田区)	デジタルライフ事業用資産	建設仮勘定、無形固定資産	15百万円
Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation (アメリカ カリフォルニア州)	デジタルライフ事業用資産	機械装置、工具、器具及び備 品	0百万円
Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. (中国 香港)	A V事業用資産	機械装置、工具、器具及び備 品	5百万円
安橋(上海)商貿有限公司 (中国 上海)	A V事業用資産	機械装置、工具、器具及び備 品、 建設仮勘定、無形固定資産	16百万円
Pioneer & Onkyo Europe GmbH (ドイツ バイエレン州)	O E M事業用資産	工具、器具及び備品、無形固 定資産	38百万円
ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD. (マレーシア セランゴール州)	A V事業用資産	機械装置、車両運搬具、 工具、器具及び備品、建設仮 勘定	72百万円
広州安橋音響有限公司 (中国 広州)	O E M事業用資産	機械装置、工具、器具及び備 品、 リース資産、建設仮勘定、 無形固定資産	98百万円
Minda Onkyo India Private Limited (インド ニューデリー)	O E M事業用資産	建物及び構築物、機械装置、 工具、器具及び備品	140百万円
計			867百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については会社を基準としてグルーピングを行っております。

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共有資産を含む本社単位で検討し、帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失(867百万円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物134百万円、機械装置179百万円、車両運搬具2百万円、工具、器具及び備品131百万円、リース資産15百万円、建設仮勘定32百万円、無形固定資産370百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却見込額等合理的な見積りにより算定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社	主な用途	種類	減損損失
オンキヨー(株) (大阪府東大阪市)	共用資産	建物及び構築物、機械装置、 工具、器具及び備品、 リース資産、無形固定資産	163百万円
オンキヨー&バイオニア(株) (東京都墨田区)	デジタルライフ事業用資産	建物及び構築物、 工具、器具及び備品 建設仮勘定、無形固定資産	90百万円
オンキョースポーツ(株) (東京都墨田区)	デジタルライフ事業用資産	建設仮勘定、無形固定資産	14百万円
Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. (中国 香港)	A V 事業用資産	機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 建設仮勘定	8 百万円
Pioneer & Onkyo Europe GmbH (ドイツ バイエルン州)	共用資産	工具、器具及び備品、 無形固定資産	16百万円
ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD. (マレーシア セランゴール州)	A V 事業用資産	機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 建設仮勘定	48百万円
広州安橋音響有限公司 (中国 広州)	O E M 事業用資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 リース資産、建設仮勘定、 無形固定資産	95百万円
Minda Onkyo India Private Limited (インド ニューデリー)	O E M 事業用資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品	161百万円
計			597百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については会社を基準としてグルーピングを行っております。

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共有資産を含む全社単位で検討し、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失(597百万円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物189百万円、機械装置及び運搬具162百万円、工具、器具及び備品139百万円、リース資産1百万円、建設仮勘定39百万円、無形固定資産64百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却見込額等合理的な見積りにより算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	67百万円	0百万円
組替調整額	790	11
税効果調整前	722	11
税効果額	207	10
その他有価証券評価差額金	515	22
為替換算調整勘定：		
当期発生額	275	23
組替調整額	48	-
税効果調整前	227	23
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	227	23
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	12	18
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	12	18
その他の包括利益合計	755	19

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	104,550,195	10,600,000	-	115,150,195
合計	104,550,195	10,600,000	-	115,150,195
自己株式				
普通株式(注2)	406,998	649	42	407,605
合計	406,998	649	42	407,605

(注1) 増加株式数は2018年9月19日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により7,000,000株、第5回新株予約権の行使により3,600,000株を発行したものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加649株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増による減少42株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	2017年度 オンキヨー株式会社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権(注1)	普通株式	8,097	-	8,097	-	-
	2017年度 オンキヨー株式会社第4回新株予約権(注2)	普通株式	6,666	-	6,666	-	-
	2019年度 オンキヨー株式会社第5回新株予約権(注3)	普通株式	-	29,449	3,600	25,849	4
	2019年度 オンキヨー株式会社第6回新株予約権(注4)	普通株式	-	9,000	-	9,000	3
合計		-	-	-	-	-	7

(注1) 2017年度 オンキヨー株式会社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債は、2019年3月15日付にて取得し消却しております。

(注2) 2017年度 オンキヨー株式会社第4回新株予約権は、2018年8月6日付にて取得し消却しております。

(注3) 2019年度 オンキヨー株式会社第5回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(注4) 2019年度 オンキヨー株式会社第6回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	115,150,195	159,181,476	-	274,331,671
合計	115,150,195	159,181,476	-	274,331,671
自己株式				
普通株式（注2）	407,605	655	73	408,187
合計	407,605	655	73	408,187

（注1） 増加株式数は第5回新株予約権の行使により25,849,800株を発行、第6回新株予約権の行使により9,000,000株を発行、第7回新株予約権の行使により39,978,400株を発行、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により26,353,276株を発行、第8回新株予約権の行使により18,000,000株を発行、2020年3月6日を払込期日とする第三者割当による募集新株式の発行により20,000,000株を発行、2020年3月25日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により20,000,000株を発行したものであります。

（注2） 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加655株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増による減少73株であります。

（注3） 2020年7月22日付で5株を1株とする株式併合の効力発生を行っておりますが、上記は当該株式併合前の株式数を記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	2019年度 オンキヨー株式会社 第5回新株予約権（注1）	普通株式	25,849	-	25,849	-	-
	2019年度 オンキヨー株式会社 第6回新株予約権（注2）	普通株式	9,000	-	9,000	-	-
	2020年度 オンキヨー株式会社 第7回新株予約権（注3）	普通株式	-	41,666	41,666	-	-
	2020年度 オンキヨー株式会社 第8回新株予約権（注4）	普通株式	-	150,000	18,000	132,000	3
	2020年度 オンキヨー株式会社 第9回新株予約権（注5）	普通株式	-	50,000	-	50,000	3
	2020年度 オンキヨー株式会社 第6回無担保転換社債型新 株予約権付社債（注6）	普通株式	-	26,353	26,353	-	-
合計		-	-	-	-	6	

（注1） 2019年度 オンキヨー株式会社第5回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

（注2） 2019年度 オンキヨー株式会社第6回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

- (注3) 2020年度 オンキヨー株式会社第7回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるもの(39,978,400株)及び新株予約権の消却によるもの(1,688,300株)であります。
- (注4) 2020年度 オンキヨー株式会社第8回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
- (注5) 2020年度 オンキヨー株式会社第9回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
- (注6) 2020年度 オンキヨー株式会社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、新株予約権付社債の発行によるものであります。当連結会計年度減少は、新株予約権付社債の転換によるものであります。
- (注7) 2020年7月22日付で5株を1株とする株式併合の効力発生を行っておりますが、上記は当該株式併合前の株式数を記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	1,478百万円	718百万円
現金及び現金同等物	1,478	718

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
転換社債型新株予約権付社債の転換による 資本金増加額	- 百万円	250百万円
転換社債型新株予約権付社債の転換による 資本準備金増加額	-	250
転換社債型新株予約権付社債の転換による 転換社債型新株予約権付社債減少額	-	500

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

全社資産における情報、通信機器(工具、器具及び備品)及びOEM事業における生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については、主に増資や銀行借入によっております。デリバティブは、投機的な取引は行わない方針で、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動に晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、与信管理規定、営業管理規定及び経理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	1,478	1,478	-
(2)受取手形及び売掛金	12,182		-
貸倒引当金 (*1)	531		-
	11,651	11,651	-
(3)未収入金	788	788	-
(4)投資有価証券 その他有価証券	183	183	-
資産計	14,102	14,102	-
(1)支払手形及び買掛金	8,736	8,736	-
(2)短期借入金	4,160	4,160	-
(3)未払金	3,003	3,003	-
(4)長期借入金	367	336	30
(5)リース債務 (*2)	46	46	0
負債計	16,314	16,283	31

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) リース債務には1年内返済予定のものを含んでおります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	718	718	-
(2)受取手形及び売掛金	6,637		-
貸倒引当金 (*1)	3,492		-
	3,145	3,145	-
(3)未収入金	1,111	1,111	-
(4)投資有価証券 その他有価証券	42	42	-
(5)長期貸付金	192	165	26
資産計	5,209	5,183	26
(1)支払手形及び買掛金	7,575	7,575	-
(2)短期借入金	1,303	1,303	-
(3)未払金	2,479	2,479	-
(4)長期借入金	252	252	-
(5)リース債務 (*2)	23	23	0
負債計	11,634	11,634	0

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) リース債務には1年内返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定長期借入金は「(4)長期借入金」に含めております。

(4)長期借入金、(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れ又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式等	1,490	1,103

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどできないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,478	-	-	-
受取手形及び売掛金	12,182	-	-	-
未収入金	788	-	-	-
合計	14,449	-	-	-

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	718	-	-	-
受取手形及び売掛金	6,637	-	-	-
未収入金	1,111	-	-	-
長期貸付金	-	192	-	-
合計	8,468	192	-	-

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,160	-	-	-	-	-
長期借入金	111	112	62	41	29	10
リース債務	33	7	3	1	0	-
合計	4,304	120	65	43	30	10

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,303	-	-	-	-	-
長期借入金	106	58	39	27	19	-
リース債務	17	3	1	0	0	-
合計	1,428	62	41	28	19	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの)			
(1)株式	127	92	34
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
小計	127	92	34
(連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの)			
(1)株式	56	101	45
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
小計	56	101	45
合計	183	194	10

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額343百万円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表額22百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの)			
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
小計	-	-	-
(連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの)			
(1)株式	42	101	59
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
小計	42	101	59
合計	42	101	59

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額247百万円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表額22百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	2,678	1,648	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	2,678	1,648	-

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	370	187	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	370	187	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券について、261百万円減損処理を行っております。
 当連結会計年度において、その他有価証券について、284百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の一部の在外連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。なお、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度)については、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
退職給付債務の期首残	0百万円	1百万円
勤務費用	1	1
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	0	3
退職給付の支払額	-	1
その他	0	0
退職給付債務の期末残高	1百万円	4百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (2020年 3月 31日)
非積立型制度の退職給付債務	1百万円	4百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1百万円	4百万円

(3) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
勤務費用	1百万円	1百万円
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	0	3
その他	-	0
退職給付債務の期末残高	1百万円	4百万円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前連結会計年度 (2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (2020年 3月 31日)
割引率	7.5%	6.9%
予想昇給率	6.0	6.0

3. 確定拠出制度

当社の一部の在外連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度 3 百万円、当連結会計年度 4 百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年 3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年 3月31日現在)
繰延税金資産		
貸倒引当金	167百万円	1,090百万円
未払賞与	66	18
在庫引当金	142	226
製品保証引当金	113	78
減価償却超過額	252	408
税務上の繰越欠損金等 (注) 2	7,312	9,326
投資有価証券評価損	332	254
連結会社間内部利益消去	54	13
その他	670	400
繰延税金資産小計	9,112	11,818
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注) 2	7,312	9,326
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	1,703	2,492
評価性引当額小計 (注) 1	9,015	11,818
繰延税金資産合計	96	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10	0
負債調整勘定	0	0
在外子会社の留保利益	93	72
繰延税金負債合計	104	73
繰延税金資産負債の純額	8	73

(注) 1 . 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金の減少であります。

(注) 2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2019年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計
税務上の 繰越欠損金 ()	111	441	939	373	2,212	3,233	7,312
評価性引当額	111	441	939	373	2,212	3,233	7,312
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計
税務上の 繰越欠損金 ()	433	940	373	2,212	627	4,740	9,326
評価性引当額	433	940	373	2,212	627	4,740	9,326
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「未払事業税」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「未払事業税」14百万円は、「その他」として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久差異項目	3.4	0.1
住民税均等割	2.9	0.2
持分法による投資損益	0.5	0.5
評価性引当額の増減	1.3	30.1
海外との税率差異	3.8	0.8
在外子会社の留保利益	0.2	0.2
子会社株式売却による調整	64.2	-
過年度法人税等	1.3	0.1
その他	0.6	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	85.0%	1.3%

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引)

連結子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称 ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN.BHD.

事業の内容 オーディオ・ビジュアル関連製品等及びスピーカー等の製造

(2) 企業結合日

2019年9月17日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は15.24%であり、当該追加取得は、グループ経営体制の強化を目的に行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 1,265千USD

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

53百万円

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業セグメントは当社グループの「AV事業」、「デジタルライフ事業」及び「OEM事業」の3つを報告セグメントとしております。

「AV事業」は、オーディオ・ビジュアル関連製品を生産・販売しております。「デジタルライフ事業」は電話機及びヘッドホン等を販売しております。「OEM事業」は、車載用スピーカー、家電用スピーカー、及びスピーカー部品等を生産・販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	AV事業	デジタルライフ事業	OEM事業			
売上高						
外部顧客への売上高	29,726	6,736	7,373	43,836	-	43,836
内部振替高	149	13	756	919	919	-
計	29,875	6,749	8,129	44,755	919	43,836
セグメント利益又は損失 ()	1,784	146	379	1,551	2,603	1,052
セグメント資産	13,248	2,148	4,052	19,448	1,554	21,003
その他の項目						
減価償却費	246	23	203	472	104	577
減損損失	120	15	280	416	450	867
持分法適用会社への投資額	723	107	88	920	205	1,125
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	273	15	110	398	12	410

(注1) 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額 2,603百万円・減価償却費の調整額104百万円・減損損失の調整額450百万円は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,554百万円は、全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社有形固定資産及び投資その他の資産であります。
- (3) 持分法適用会社への投資額の調整額205百万円は、各報告セグメントに帰属しない持分法適用会社への投資額であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる資本的支出であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	AV事業	デジタルライ フ事業	OEM事業			
売上高						
外部顧客への売上高	11,605	3,626	6,575	21,808	-	21,808
内部振替高	81	216	8	289	289	
計	11,687	3,843	6,567	22,097	289	21,808
セグメント損失()	1,600	901	267	2,769	2,576	5,346
セグメント資産	5,277	1,023	1,987	8,288	1,500	9,789
その他の項目						
減価償却費	132	29	93	255	34	289
減損損失	57	104	256	418	179	597
持分法適用会社への投資額	528	113	79	721	111	833
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	168	62	126	357	87	445

(注1) 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント損失の調整額 2,576百万円・減価償却費の調整額34百万円・減損損失の調整額179百万円は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,500百万円は、全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社有形固定資産及び投資その他の資産であります。
- (3) 持分法適用会社への投資額の調整額111百万円は、各報告セグメントに帰属しない持分法適用会社への投資額であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる資本的支出であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は製品・サービスの種類を基礎として報告セグメントを構成しており、詳細については「セグメント情報」

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の「外部顧客への売上高」に記載のとおりであります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	ドイツ	オーストリア	欧州	中国	アジア	その他	合計
9,522	13,089	1,898	6,248	3,815	5,362	2,354	1,544	43,836

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	マレーシア	その他	合計
301	115	173	135	726

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ONKYO U.S.A. CORPORATION	11,304	A V事業
Aqipa GmbH	6,248	A V事業、デジタルライフ事業

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は製品・サービスの種類を基礎として報告セグメントを構成しており、詳細については「セグメント情報」

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の「外部顧客への売上高」に記載のとおりであります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	ドイツ	オーストリア	欧州	中国	アジア	その他	合計
5,983	4,956	18	4,243	636	3,255	2,087	625	21,808

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	マレーシア	その他	合計
273	11	93	0	378

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ONKYO U.S.A. CORPORATION	3,738	A V事業
Aqipa GmbH	4,243	A V事業、デジタルライフ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	A V事業	デジタルライフ事業	O E M事業	全社・消去	合計
減損損失	120	15	280	450	867

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	A V事業	デジタルライフ事業	O E M事業	全社・消去	合計
減損損失	57	104	256	179	597

(注)「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
 前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
主要株主	オーエス・ ホールディング グ株	東京都 港区	90 百万円	投資業	（被所有） 14.99%	資金の借入	資金の借入 利息の支払	800 15	短期借入金 未払費用	800 15

（注1）議決権の所有割合の計算には、EVOLUTION TECHNOLOGY, MEDIA AND TELECOMMUNICATIONS FUNDとの
 株券貸借契約に基づく貸株9,000,000株に対する議決権を含めております。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針

借入金の利率については、市場金利等を勘案して取引価格を決定しております。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 （被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
役員及び その近親 者	オーエス・ ホールディング グ株	東京都 港区	90 百万円	投資業	（被所有） 6.31%	資金の借入	資金の借入 借入金の返済 利息の支払	501 940 28	短期借入金 未払費用	361 4

（注1）議決権の所有割合の計算には、EVOLUTION TECHNOLOGY, MEDIA AND TELECOMMUNICATIONS FUNDとの
 株券貸借契約に基づく貸株17,258,000株に対する議決権を含めております。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針

借入金の利率については、市場金利等を勘案して取引価格を決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
関連会社	S & O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア ケダ州	24,000 千RM	A V事業 製品の製造	（所有） 間接 39.97%	A V事業 製品の製造 役員の兼任	製品仕入	6,670	買掛金	2,897

（注1）海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針

一般の取引と同様に取引価格を決定しております。

（注3）買掛金2,897百万円の一部については、支払期日を経過しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

該当事項はありません。

(2)重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(百万円)	(百万円)
流動資産合計	6,122	7,619
固定資産合計	197	130
流動負債合計	4,269	6,552
固定負債合計	-	-
純資産合計	2,050	1,197
売上高	9,620	11,767
税引前当期純利益	12	727
当期純利益	8	727

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	98円84銭	62円56銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	1円62銭	293円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1円62銭	-

(注1) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注2) 当社は2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり情報については、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(注3) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	34	9,880
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	34	9,880
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,589	33,700
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	20	-
(うち新株予約権(千株))	(20)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

(投資有価証券の売却)

当社は、2020年4月30日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、2020年5月7日に売却いたしました。

1. 投資有価証券の売却理由

当社資産の有効活用を目的として、当社が保有する投資有価証券の売却を行うことといたしました。

2. 投資有価証券の売却の内容

売却株式銘柄	当社保有の国内非上場企業有価証券
売却日	2020年5月7日
売却株式数	800株
売却額	184百万円
投資有価証券売却益	70百万円

(株式併合)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、2020年6月25日開催の第10期定時株主総会に株式併合について付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決され、2020年7月22日付でその効力が発生しております。

1. 株式併合の目的

株価低迷による上場廃止のリスクを払拭するための株価状況の改善、発行済株式総数の適正化及び当社グループの投資環境の整備、株式管理コストの削減のために行うものであります。

2. 株式併合の内容

株式併合する株式の種類

普通株式

株式併合の方法・比率

2020年7月22日をもって、2020年7月21日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に普通株式5株につき1株の割合をもって併合いたしました。

株式併合により減少する株式数

当社発行済株式総数(A)(2020年7月21日時点)	483,841,471株
本株式併合による減少株式数(B)	387,073,177株
本株式併合後の当社発行済株式総数(A-B)	96,768,294株

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及び第235条に基づき、売却を実施し、その代金を、端数の生じた株主様に対してその端数の割合に応じて分配いたしました。

4. 効力発生日における発行可能株式総数

216,000,000株

株式併合の割合に加え、当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達の一助成も勘案し、従来の540,000,000株から216,000,000株に減少いたしました。

5. 株式併合の日程

取締役会決議日	2020年5月15日
株主総会決議日	2020年6月25日
株式併合の効力発生日	2020年7月22日

6. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(第8回新株予約権の取得並びに消却)

当社は、2020年1月17日付にて発行いたしました第8回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の残存する全部を取得及び消却することを、2020年5月20日開催の取締役会において決議し、2020年6月4日に本新株予約権の全部を取得及び消却いたしました。

1. 本新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、2020年1月17日付のEVO FUNDを割当先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行により、2020年5月20日現在において、260,000個の行使が完了しており、調達した金額は約503百万円となっておりますが、当社の2020年4月における月間終値平均株価は10.19円と当初行使価額(28円)と実勢価額が著しく乖離しており、当初の予定通りの行使による資金調達が達成できない状況が続いてまいりました。当社は、調達できなかった営業債務及び有利子負債の支払いのための資金が必要になることから、2020年5月20日開催の取締役会において本新株予約権については取得及び消却し、新たに第三者割当による新株式の発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ))を行うことを決議いたしました。

2. 取得及び消却する本新株予約権の内容

取得及び消却した新株予約権の名称	オンキヨー株式会社第8回新株予約権
取得及び消却した新株予約権の数	942,000個(新株予約権1個当たり100株)
取得価額	合計2,637,600円(新株予約権1個当たり2.8円)
取得日及び消却日	2020年6月4日
消却後に残存する新株予約権の数	0個

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2020年5月20日開催の取締役会において、EVO FUND、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited)、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司(AlMobile Co., Ltd)(以下、これらを個別に又は総称して、「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行を決議し、2020年6月5日付で本新株式に関する払込手続きが完了いたしました。

なお、本第三者割当による本新株式の発行に係る払込みについては、デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。)の方法によります。

1. 募集の目的及び理由

当社グループの営業債務の支払い遅延の大きさから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況の下で、グループ全体の支払い遅延債務の減少が不可欠であることに加えて、財務内容の改善を行い、かつ、支払い遅延の解消を含む営業債務の支払いに資金を集中的に充当していくことが、事業継続における最優先事項であり、既存株主の利益を守ることにつながるものであると判断したことによるものです。

2. 第三者割当による新株式の発行の概要

(1) 払込期日	2020年6月5日
(2) 発行新株式数	普通株式151,709,800株
(3) 発行価額	1株につき10.3円
(4) 発行価額の総額	1,562,610,940円 全額現物出資(DES)の方法によります。

<p>(5) 出資の目的とする財産の内容及び価額</p>	<p>出資の目的とする財産は、割当先(5 社) が当社に対して有する貸付金債権及びその他の金銭債権残高合計1,562,613,391円に相当する債権であり、内訳及び各債権に関する詳細は以下のとおりです。</p> <p>EVO FUNDが当社に対して有する貸付金債権元本残高500,000,000円に相当する債権(1)</p> <p>オーエス・ホールディング株式会社が当社に対して有する貸付金債権元本残高361,000,000円に相当する債権(2)</p> <p>冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited) が当社に対して有する売掛債権420,027,194円に相当する債権(1)(3)</p> <p>冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited) が当社に対して有する開発委託関連費債権38,065,119円に相当する債権(1)</p> <p>Ampacs Corporationが当社に対して有する売掛債権及び開発委託費債権189,556,050円に相当する債権(3)</p> <p>英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co.,Ltd) が当社に対して有する売掛債権及び開発委託費債権53,965,028円に相当する債権(3)</p> <p>出資される債権の価額は、いずれも債権の額面金額と同額となります。</p> <p>1 債権譲渡について</p> <p>当初債権者であるEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社と当社との間の2019年12月25日付LOAN AGREEMENTに基づく貸付金債権は、2020年5月15日、当初債権者であるEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社から、EVO FUNDを譲受人として譲渡されました。</p> <p>また、当初債権者であるPHICOUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITEDと当社との間の2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づく売掛債権及び2020年5月19日付開発委託関連費債権に関する合意書に基づく開発委託関連費債権は、2020年5月19日、当初債権者であるPHICOUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITEDから、冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited) を譲受人として譲渡されました。</p> <p>2 2019年9月30日付極度方式金銭消費貸借契約書は、払込期日(2020年6月5日) 付で解除され、これに伴い、担保も消滅しています。</p> <p>3 債務引受について</p> <p>当初債務者である当社100%子会社のオンキヨー&パイオニア株式会社とPHICOUSTIC SYSTEMS (HK) LIMITEDとの間の2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づく金銭債務、同オンキヨー&パイオニア株式会社とAmpacs Corporationとの間の2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく金銭債務並びに同オンキヨー&パイオニア株式会社と英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co.,Ltd) との間の2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく金銭債務は、当初債務者であるオンキヨー&パイオニア株式会社から当社が払込期日の2020年6月5日において各債権者、オンキヨー&パイオニア株式会社と当社との間の各債務引受契約に基づき、免責的債務引受の方法によりそれぞれ債務引受をいたしました。</p>										
<p>(6) 募集又は割当方法</p>	<p>第三者割当によります。</p>										
<p>(7) 割当先及び割当株式数</p>	<table border="0"> <tr> <td>EVO FUND</td> <td>48,543,600株</td> </tr> <tr> <td>オーエス・ホールディング株式会社</td> <td>35,048,500株</td> </tr> <tr> <td>冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited)</td> <td>44,474,900株</td> </tr> <tr> <td>Ampacs Corporation</td> <td>18,403,500株</td> </tr> <tr> <td>英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co.,Ltd)</td> <td>5,239,300株</td> </tr> </table>	EVO FUND	48,543,600株	オーエス・ホールディング株式会社	35,048,500株	冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited)	44,474,900株	Ampacs Corporation	18,403,500株	英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co.,Ltd)	5,239,300株
EVO FUND	48,543,600株										
オーエス・ホールディング株式会社	35,048,500株										
冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited)	44,474,900株										
Ampacs Corporation	18,403,500株										
英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co.,Ltd)	5,239,300株										

(包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約締結及び第三者割当による新株式の発行)

当社は、2020年7月31日付の当社取締役会決議によりEVO FUND(以下「割当先」といいます。)との間で、株式発行プログラムの設定に係る契約(以下「株式発行プログラム設定契約」といいます。)を締結することについて決議し、同日付で株式発行プログラム設定契約を締結いたしました。

また、当社は、2020年7月31日付の取締役会決議において、株式発行プログラム設定契約により設定された株式発行プログラム(以下「本プログラム」といいます。)に基づく割当先に対する第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)に関し、下記のとおり決議いたしました。

1. 包括的株式発行プログラム(STraight-Equity Issue Program “STEP”)

本プログラムによる資金調達方法を選択した理由

当社は、本プログラムが今後の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達することが可能となる点で企業の継続性と安定性に資する資金調達方法であるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制することができる点においても当社のファイナンスニーズに最も合致していることから、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

本プログラムの概要

(1) 対象株式	当社普通株式
(2) 対象株式数	最大92,000,000株
(3) 発行価額	各割当に係る割当決議日の前取引日(同日を含みます。)までの3取引日間に おいて株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)が発表する当 社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相 当する金額(小数第2位切り上げ)
(4) 割当数量	各回11,500,000株、計8回
(5) 割当先	EVO FUND

本プログラムは、当社が割当先との間で2020年7月31日付で締結する株式発行プログラム設定契約に基づき、総計92,000,000株の当社普通株式を上限として、割当先に対する第三者割当により発行することを可能とするものです。

本プログラムに基づき発行される当社普通株式の総数は最大で92,000,000株であり、第1回割当から第8回割当までの合計8回の割当により発行されます。なお、各回に係る割当決議日は、以下の表に記載のとおりです。各回の割当については、当該割当に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、以下の表に記載される各回の割当に係る割当決議日における当社取締役会決議(以下「割当決議」といいます。)によって、当該割当の発行条件が確定し、当社と割当先との間で当該割当に係る第三者割当契約が締結されます。

	割当決議日	払込期日	割当数量
第1回割当	2020年8月12日	2020年8月27日	11,500,000株
第2回割当	2020年9月1日	2020年9月16日	11,500,000株
第3回割当	2020年10月5日	2020年10月20日	11,500,000株
第4回割当	2020年10月23日	2020年11月9日	11,500,000株
第5回割当	2020年11月24日	2020年12月9日	11,500,000株
第6回割当	2020年12月14日	2020年12月29日	11,500,000株
第7回割当	2021年1月5日	2021年1月20日	11,500,000株
第8回割当	2021年1月25日	2021年2月9日	11,500,000株

(注) 各回の割当については、当該割当に係る割当決議日において、直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合(以下「割当制限事由」といいます。)が発生している場合には、当社は、当該割当に係る割当決議を行いません。

2. 第三者割当による新株式発行

募集の目的及び理由

上記「1. 包括的株式発行プログラム (STraight-Equity Issue Program “STEP”) 本プログラムによる資金調達方法を選択した理由」に記載されるように、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、比較的短期間で確実に資金調達を実現するという観点から当社として最良の選択と判断し、本第三者割当増資により資金調達を行うものであります。

募集の概要

(1) 募集の方法	第三者割当
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 最大92,000,000株 第1回割当から第8回割当までの合計8回の割当により、普通株式を各11,500,000株ずつ発行する予定であります。
(3) 発行価額	各割当に係る割当決議日の前取引日(同日を含みます。)までの3取引日間において取引所発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額(小数第2位切り上げ)
(4) 調達資金の額	4,301,000,000円 上記本新株式の払込金額の総額は、第1回割当及び第2回割当により発行された株式に係る払込金額に加え、第3回割当乃至第8回割当による払込金額を加味したものです。第3回割当乃至第8回割当の払込金額は、2020年7月30日(同日を含みます。)までの3取引日において株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額(小数第2位切り上げ)であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、第3回割当乃至第8回割当の発行条件を決定する取締役会決議において、当該取締役会決議日の直前取引日(同日を含みます。)までの3取引日間において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額(小数第2位切り上げ)として確定いたします。また、割当制限事由の発生等により、本新株式につきいずれか又は全ての発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 2,150,500,000円 資本準備金 2,150,500,000円 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(6) 割当先	EVO FUND
(7) 払込期日	「包括的株式発行プログラム(STraight-Equity Issue Program “STEP”) 本プログラムの概要」に記載のとおりであります。
(8) 資金の使途	遅延している営業債務の支払い及び借入金の弁済
(9) その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

- (注) 1. 本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額は48百万円であり、調査費用、登記費用、弁護士費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
2. 各割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は割当決議を行わず、その時点で有価証券届出書を取り下げます。
3. 当社と割当先との合意により、各割当決議日及び各払込期日を変更する場合があります。
4. 2020年8月12日付の当社取締役会において、第1回割当による新株式の発行条件の確定を決議いたしました。第1回割当における新株式の1株あたりの発行価額は38円であり、調達資金の金額は437,000,000円になります。また、第1回割当により、資本金218,500,000円、資本準備金218,500,000円が増加いたしました。

5. 2020年9月1日付の当社取締役会において、第2回割当による新株式の発行条件の確定を決議いたしました。第2回割当における新株式の1株あたりの発行価額は34.8円であり、調達資金の金額は400,200,000円になります。また、第2回割当により、資本金200,100,000円、資本準備金200,100,000円が増加いたしました。

(共通支配下の取引等)

当社は、2020年7月31日付の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるオンキヨー&パイオニア株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う(以下「本吸収合併」という。)と同時に、当社のOEM事業及びその他事業を会社分割(新設分割)し、新設するオンキヨーサウンド株式会社及びオンキヨー株式会社に承継する(以下「本新設分割」という。)ことによるグループ再編の実施を決議いたしました。

また、当社は、2020年10月1日付(予定)で当社の商号のオンキヨーホームエンターテイメント株式会社への変更及び発行可能株式総数の変更を内容とする「定款一部変更の件」を2020年9月25日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 本吸収合併・本新設分割の目的

当社は、これまでホームA V事業の譲渡を目指し、複数の候補先と協議を進めてまいりましたが、候補先との条件の合意には至らなかった一方で、ホームA V事業に関わる100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化、さらには開発機種削減による開発費の削減等の合理化策を策定し実行に移した結果、営業債務の支払い遅延を解消、資金繰りを改善し、従来から強みのあったホームA V事業に注力できれば、利益を確保できる体制が整ってきていると判断いたしました。そこで、当社としてこのままホームA V事業の譲渡に向けて交渉を進めているだけでは、今後一層厳しい状況に陥ることが予想される状況から、ホームA V事業の外部への譲渡を模索することを止め、本吸収合併及び本新設分割により、各事業を独立の会社とすることで、各事業における迅速な事業戦略の推進を実現するとともに、OEM事業及びその他事業における外部との資本提携を含めた協業によるグループ全体の立て直しを図ります。

ホームA V事業の中核事業化

ホームA V事業は、大規模な合理化策により、利益を確保できる体制が整ってきたこと、また、最大市場の米国において、新しくVOXXグループを販売代理店とする合意ができたことにより、早期の代金回収で安定的な商品供給を実現し、また、米国内の量販店、専門店と強固な関係をすでに築いているVOXXグループの販売網による将来の売上拡大が見込まれることとなり、今後は外部への譲渡を模索することを止め、当社グループの中核事業と位置づけ、業績回復の柱とすべく再チャレンジしてまいります。

OEM事業、その他事業の資本提携等

OEM事業は、従来からの車載スピーカーにおける信頼、強みに加え、加振器(Vibtone)を用いた音・振動の新規ビジネス展開など、今後の成長が期待できる事業であり、これまでは当社グループの成長戦略の柱と位置付けてまいりました。

また、AIや産学連携による新ビジネス、e-onkyoによるハイレゾ配信、アニメ等とのブランドコラボレーションといった事業は、当社の技術開発力を用いて世の中の新しいニーズに応えるものとして中長期的に育てるビジネスであり、従来からのオーディオファンというオンキヨーの顧客とはまた異なる顧客層へのブランド認知にも貢献してまいりました。

しかしながら、これらの事業は、当社がこれまで展開してきた事業領域を超えてこそ、さらなる成長が図れるものであり、当社グループ外との協業、協力が不可欠であります。その協業の形を、単なる取引強化や業務上の提携にとどまらず、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

ホームA V事業を中心としたグループ再編

ホームA V事業を核に積極的な事業・業績の立て直しを実現することを目的に、ホームA V事業を行うオンキヨー&パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社、AI、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業をオンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、当社はオンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更いたします。各事業を独立の会社とすることで、資本提携に向けた外部との協議・交渉を進めやすくし、また、それぞれの意思決定を迅速化、事業戦略がより推進できる体制を築いてまいります。

2. 本吸収合併の概要

結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(1) 結合企業

名称	オンキヨー株式会社
事業の内容	音響機器・電子機器・車載用スピーカ等の開発設計、製造販売、受託生産及び音響機器・ハイレゾ音源のインターネット販売

(2) 被結合企業

名称	オンキヨー＆パイオニア株式会社
事業の内容	オーディオ・ビジュアル関連製品等の製造・販売

企業結合日

2020年10月1日(予定)

企業結合の法的形式

オンキヨー株式会社を吸収合併存続会社、オンキヨー＆パイオニア株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併。

統合後企業の名称

吸収合併存続会社であるオンキヨー株式会社は、本吸収合併後オンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更いたします。本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

3. 本新設分割の概要

分割又は承継する部門の事業内容

(1) オンキヨーサウンド株式会社

音響機器・電子機器・車載用スピーカー等の開発設計、製造販売、受託生産

(2) オンキヨー株式会社

音響機器・ハイレゾ音源のインターネット販売、電子機器・ソフトウェアの研究、開発設計

本新設分割の効力発生日

2020年10月1日(予定)

本新設分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社であるオンキヨーサウンド株式会社及びオンキヨー株式会社を承継会社とする分社型新設分割となります。

分割に係る割当の内容等

本新設分割に際し、新設会社となるオンキヨーサウンド株式会社及びオンキヨー株式会社は普通株式5,000株を発行し、それら全ての株式を分割会社である当社に割当交付いたします。

本新設分割に伴う新株予約権に関する取扱い

本分割に伴う当社の新株予約権の減少はありません。

本新設分割により減少する資本金等

本新設分割による当社の資本金の変更はありません。

新設会社が承継する権利義務

オンキヨーサウンド株式会社は、効力発生日において、分割会社である当社のOEM事業に係る資産及び負債、契約関係、労働契約並びにこれに付随する権利義務を承継いたします。

オンキヨー株式会社は、効力発生日において、分割会社である当社のその他事業に係る資産及び負債、契約関係、労働契約並びにこれに付随する権利義務を承継いたします。

債務履行の見込

本件分割において、分割会社及び新設会社が負担すべき債務について、履行の見込みはあるものと判断しております。

4. 分割当事会社の概要

	分割会社 (2020年7月31日現在)	承継会社 (2020年10月1日時点の予定)	承継会社 (2020年10月1日時点の予定)
(1) 名称	オンキヨー株式会社 (オンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号変更予定)	オンキヨーサウンド株式会社	オンキヨー株式会社
(2) 所在地	大阪府東大阪市川俣一丁目1-41	大阪府東大阪市川俣一丁目1-41	大阪府東大阪市川俣一丁目1-41
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 大拙宗徳	代表取締役 宮田幸雄	代表取締役 大拙宗徳
(4) 事業内容	音響機器・電子機器・車載用スピーカー等の開発設計、製造販売、受託生産及び音響機器・ハイレゾ音源のインターネット販売	音響機器・電子機器・車載用スピーカー等の開発設計、製造販売、受託生産	音響機器・ハイレゾ音源のインターネット販売、電子機器・ソフトウェアの研究、開発設計
(5) 資本金	9,416百万円	100百万円	100百万円
(6) 設立年月日	2010年10月1日	2020年10月1日	2020年10月1日
(7) 発行済株式数	96,768,294株	5,000株	5,000株
(8) 決算期	3月	3月	3月
(9) 大株主及び持株比率	冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited) 3.7% パイオニア株式会社 2.2%	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社 100%	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社 100%

5. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡する事業に係る損益の概算額

	OEM事業	その他事業
売上高	4,750百万円	1,887百万円

6. 分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価額

OEM事業

資産		負債	
流動資産	2,173百万円	流動負債	1,316百万円
固定資産	275百万円	固定負債	-
合計	2,449百万円	合計	1,316百万円

その他事業

資産		負債	
流動資産	181百万円	流動負債	161百万円
固定資産	39百万円	固定負債	-
合計	220百万円	合計	161百万円

7. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理します。

8. 定款の一部変更の内容

当社の商号を「オンキヨーホームエンターテイメント株式会社」へ変更するとともに、定款第1条（商号）及び第2条（目的）について、2020年10月1日を効力発生日として所要の変更を実施いたします。

あわせて将来の機動的な資金調達の可能性も勘案し、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の216,000,000株から310,000,000株に変更することといたしました。

9. 定款の一部変更の日程

取締役会決議	2020年7月31日
定款変更承認株主総会	2020年9月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2020年10月1日（予定）

10. 今後の見通し

本吸収合併・本新設分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

（資金の借入）

当社は、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」で公表致しました、無担保ローン・ファシリティ契約により、下記の借入を行っております。

借入の概要

	第1回借入	第2回借入
（1）借入先	EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社	
（2）貸付実行日	2020年7月31日	2020年8月21日
（3）借入額	200百万円	200百万円
（4）満期日	2021年1月29日	2021年2月19日
（5）金利	年率1.0%	
（6）期限前返済	当社の新株式の発行がなされた場合又は当社が発行した新株予約権の行使がなされた場合、当該発行又は行使に係る金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）までに、当該発行又は行使により当社が調達した資金の全額を本件借入れの弁済資金に用いて、借入先に弁済する。	2020年9月1日以降に、資金調達を行った場合、当該資金調達により当社が調達した資金と同額の金額を借入先に弁済する努力をする。
（7）担保の有無	無担保	
（8）資金用途	営業債務の支払い	

（注）1. 第1回借入は2020年8月27日付でその全額を借入先に返済しております。

2. 2020年9月15日付で第2回借入の期限前返済に関する条件が変更されております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
オンキヨー(株)	第6回無担保転換社債型新株予約権付社債 (注1、2)	2020.1.17	-	-	-	なし	2022.1.26
合計	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第6回
発行すべき株式の内容	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	28
発行価額の総額(百万円)	500
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	500
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	2020.1.20 ~ 2022.1.19

(注2) 2020年3月2日付にて転換が全て完了しております。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,160	1,303	3.0	-
1年以内に返済予定の長期借入金	111	106	5.8	-
1年以内に返済予定のリース債務	33	17	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	256	145	6.6	2021年～2024年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	13	6	-	-
合計	4,574	1,580	-	-

(注1) 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

(注3) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)等の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	58	39	27	19
リース債務	3	1	0	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	6,171	13,271	18,364	21,808
税金等調整前四半期 (当期) 純損失 () (百万円)	1,374	2,714	4,090	9,881
親会社株主に帰属する四半期純損失 () (百万円)	1,364	2,757	4,134	9,880
1 株当たり四半期純損失 () (円)	52.67	99.26	137.43	293.20

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純損失 () (円)	52.67	47.01	39.73	128.76

(注) 当社は2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり情報については、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

訴訟

当社の連結子会社であるPioneer & Onkyo Europe GmbHは、2018年10月にAqipa GmbHへその事業を譲渡するまで、欧州地域における当社製品の販売事業を行っていましたが、事業譲渡前の営業代行業者であるTholen e. K. から、事業譲渡前の手数料等 (約14百万円) の支払を求めて訴訟を提起されております。当社といたしましては、Tholen e. K. の主張は理由のないものとして争っていく予定です。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	301	191
受取手形	93	68
売掛金	1,233	2,157
商品及び製品	1,536	333
仕掛品	1,286	18
原材料及び貯蔵品	112	17
関係会社短期貸付金	5,942	7,742
未収入金	2,377	2,544
未収消費税等	-	182
立替金	2,441	2,282
前払費用	88	47
その他	114	40
貸倒引当金	3,732	8,378
流動資産合計	6,797	2,627
固定資産		
有形固定資産		
建物	93	1,521
機械及び装置	0	-
工具、器具及び備品	0	-
土地	563	1,522
有形固定資産合計	656	574
無形固定資産		
ソフトウェア	0	-
無形固定資産合計	0	-
投資その他の資産		
投資有価証券	187	1,235
関係会社株式及び出資金	1,034	882
関係会社長期貸付金	114	200
長期貸付金	192	192
その他	300	183
貸倒引当金	-	174
投資その他の資産合計	1,830	1,520
固定資産合計	2,487	2,095
資産合計	9,284	4,722

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	181	122
買掛金	2,657	1,288
短期借入金	13,710	1,863
関係会社短期借入金	499	696
1年内返済予定の長期借入金	162	152
リース債務	33	5
未払金	21,581	1,239
未払費用	273	107
未払法人税等	8	13
未払消費税等	237	-
前受金	364	313
事業構造改善引当金	-	23
その他	45	14
流動負債合計	7,655	5,493
固定負債		
長期借入金	1107	155
リース債務	12	5
繰延税金負債	0	0
リサイクル費用引当金	9	4
関係会社事業損失引当金	81	2,786
資産除去債務	30	85
その他	51	-
固定負債合計	293	2,937
負債合計	7,949	8,431
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,191	8,261
資本剰余金		
資本準備金	5,527	7,573
資本剰余金合計	5,527	7,573
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,290	19,497
利益剰余金合計	10,290	19,497
自己株式	53	53
株主資本合計	1,373	3,716
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	0
評価・換算差額等合計	46	0
新株予約権	7	6
純資産合計	1,335	3,708
負債純資産合計	9,284	4,722

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	11,351	8,576
売上原価	7,975	6,008
売上総利益	3,376	2,568
販売費及び一般管理費	1,234,478	1,233,239
営業損失()	101	670
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1294	1247
受取賃貸料	1	1
関係会社事業損失引当金戻入額	291	-
社債償還益	28	-
債務勘定整理益	33	-
還付消費税等	-	25
為替差益	-	63
その他	76	42
営業外収益合計	725	379
営業外費用		
支払利息	129	57
支払手数料	67	87
為替差損	13	-
関係会社貸倒引当金繰入額	717	4,096
その他	5	9
営業外費用合計	934	4,251
経常損失()	309	4,542
特別利益		
固定資産売却益	169	0
投資有価証券売却益	1,646	177
関係会社株式売却益	-	19
債務免除益	-	51
特別利益合計	1,816	248
特別損失		
減損損失	450	245
関係会社債権放棄損	650	-
投資有価証券評価損	261	284
関係会社株式評価損	343	397
関係会社貸倒引当金繰入額	-	723
関係会社事業損失引当金繰入額	-	2,704
関係会社株式売却損	492	-
事業構造改善費用	-	49
事業再編損	-	474
特別損失合計	2,199	4,881
税引前当期純損失()	693	9,174
法人税、住民税及び事業税	17	31
法人税等調整額	805	-
法人税等合計	788	31
当期純利益又は当期純損失()	95	9,206

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				固定資産圧縮特別勘定積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,792	5,128	5,128	1,484	12,213	10,729	53	138	
当期変動額									
新株の発行	398	398	398					797	
当期純利益					95	95		95	
自己株式の取得							0	0	
自己株式の処分							0	0	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				1,484	1,484	-		-	
土地再評価差額金の取崩					342	342		342	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	398	398	398	1,484	1,922	438	0	1,235	
当期末残高	6,191	5,527	5,527	-	10,290	10,290	53	1,373	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	423	342	766	3	907
当期変動額					
新株の発行					797
当期純利益					95
自己株式の取得					0
自己株式の処分					0
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩		342	342		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	469	-	469	4	464
当期変動額合計	469	342	812	4	427
当期末残高	46	-	46	7	1,335

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6,191	5,527	5,527	10,290	10,290	53	1,373
当期変動額							
新株の発行	2,070	2,046	2,046				4,116
当期純損失（ ）				9,206	9,206		9,206
自己株式の取得						0	0
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	2,070	2,046	2,046	9,206	9,206	0	5,089
当期末残高	8,261	7,573	7,573	19,497	19,497	53	3,716

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	46	46	7	1,335
当期変動額				
新株の発行				4,116
当期純損失（ ）				9,206
自己株式の取得				0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	46	1	45
当期変動額合計	46	46	1	5,044
当期末残高	0	0	6	3,708

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、2017年度より経常損失が継続しており、当事業年度においても4,542百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当事業年度末現在で1,194百万円（前事業年度末1,035百万円）存在していることに加え、当事業年度に当期純損失を9,206百万円計上した結果、当事業年度末現在において3,708百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、当社グループは事業ポートフォリオの見直しを行い、2019年5月21日付にて当社ホームAV事業の譲渡契約を締結いたしました。2019年6月26日開催の当社定時株主総会において本譲渡に関する議案は承認され、本譲渡のクロージング後は、譲渡対価で得た資金によって支払遅延の解消及び既存借入金の返済を速やかに進めることによって財政状態の改善を図る計画を準備しておりました。

しかしながら、本事業譲渡の実行に必要な契約の締結や資金調達の確保など、様々な条件を達成することが両当事者間で難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと等から、2019年10月4日付にて譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止することについて、両社間で合意に至りました。

このような状況から、当社は譲渡完了を前提に計画していた資金調達のプランを見直し、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」及び2020年6月5日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込完了、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ）」のとおり、大規模なエクイティファイナンスによる資金調達計画を実行することにより、営業債務の支払い遅延についての解消を目指してまいりました。

このような取り組みを進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により生産及び販売活動が限定され、当初予定していた経常収入が得られなかったことに加え、米国の主要販売代理店の経営成績悪化に伴い債権の回収可能性が著しく低下したことから連結子会社の財政状態及び業績が著しく悪化し、4,096百万円を関係会社貸倒引当金繰入額として営業外費用に計上し、723百万円を関係会社貸倒引当金繰入額、2,704百万円を関係会社事業損失引当金繰入額として特別損失に計上した結果、当期純損失を9,206百万円計上しました。

また、株式市場における株価の低迷に伴い、新株予約権や新株発行により調達する金額が計画を大きく下回ったことから、債務超過の状況となっております。

当該財務体質の改善をより確実なものとするために、2020年7月31日付「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行、並びに主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」のとおり、早期の営業債務の支払遅延と債務超過を解消すべく、新株発行による資金調達を行ってまいります。また、継続してABLやファクタリングを機動的に用いた資金調達を行っていくことに加え、当社保有の土地・株式等の資産の売却による資金化を促進してまいります。

なお、仕入取引先や借入先より、支払遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するように強く求められ、取引条件等について変更を余儀なくされる場合もありますが、当社の資金調達計画と債務や借入の返済計画を丁寧に説明の上、概ねご理解をいただき、引き続きご支援をいただいております。

また、今後当社グループの業績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、これまでの方針を変更し、2020年7月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームAV事業を中核事業化し、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

このような方針変更を受け、以下の施策を遂行することで各事業の収益性の改善を図り、事業の拡大や企業価値の向上を図ってまいります。

・ホームAV事業の中核化

ホームAV事業では、国内従業員の約30%に相当する100名規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円の固定費の削減、さらに開発機種削減による開発費の削減等で年間約750百万円の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移しました。当該合理化策により、利益を確保できる体制が整ってきたこと、また、最大市場の米国において、新しくVOXXグループを販売代理店とする合意ができたことにより、早期の代金回収で安定的な商品供給を実現し、また、米国内の量販店、専門店と強固な関係をすでに築いているVOXXグループの販売網による将来の売上拡大が見込まれることとなり、今後は外部への譲渡を模索することを止め、当社グループの中核事業と位置づけ、経営成績回復の柱とすべく再チャレンジしてまいります。

・デジタルライフ事業の商品戦略と新規市場の開拓

デジタルライフ事業では、高付加価値のワイヤレスイヤホンや、伸長する人気アニメやファッションブランドをはじめとするコラボモデル、ゲーミング及びeスポーツ市場に向けた新ブランド「SHIDO」による新規開拓の活動を強化しております。また国内では、販売代理店として海外ブランド商品の取り扱いを進めております。2019年10月より販売を開始したKlipsch社の新製品ワイヤレスイヤホンは、受注が好調に推移する等、事業の強化に結び付いており、現在はホームAV関連商品の供給など包括的な協力関係の構築を目指した協議を進めております。

・OEM事業、その他事業の資本提携

OEM事業は、従来からの車載スピーカーにおける信頼、強みに加え、加振器(Vibtone)を用いた音・振動の新規ビジネス展開など、今後の成長が期待できる事業であり、これまでは当社グループの成長戦略の柱と位置づけてまいりました。

また、AIや産学連携による新ビジネス、e-onkyoによるハイレゾ配信、アニメ等とのブランドコラボレーションといった事業は、当社の技術開発力を用いて世の中の新しいニーズに応えるものとして中長期的に育てるビジネスであり、従来からのオーディオファンというオンキヨーの顧客とはまた異なる顧客層へのブランド認知にも貢献してまいりました。

しかしながら、これらの事業は、当社がこれまで展開してきた事業領域を超えてこそ、さらなる成長が図れるものであり、当社グループ外との協業、協力が不可欠であります。その協業の形を、単なる取引強化や業務上の提携にとどまらず、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

・ホームAV事業を中心としたグループ再編

ホームAV事業を核に積極的な事業・経営成績の立て直しを実現することを目的に、ホームAV事業を行うオンキヨー&パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社、AI、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業をオンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、当社はオンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更いたします。各事業を独立の会社とすることで、資本提携に向けた外部との協議・交渉を進めやすくし、また、それぞれの意思決定を迅速化、事業戦略がより推進できる体制を築いてまいります。

以上のような改善施策の実行により、グループ全体での合理化や各事業の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。なお、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)・・・定率法(但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～41年

機械及び装置 4～11年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)・・・定額法

(3) リース資産・・・定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) リサイクル費用引当金

PCリサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用負担に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 事業構造改革改善引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
売掛金	114百万円	-百万円
たな卸資産	548	-
建物	-	52
土地	-	522
投資有価証券	-	0
計	663百万円	575百万円

担保に係る債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
買掛金	-百万円	0百万円
未払金	-	0
短期借入金	2,910	361
1年内返済予定の長期借入金	62	52
長期借入金	107	55
計	3,079百万円	468百万円

(注)上記のほか、ODSコミュニケーションサービス株式会社(以下、OCSとする)の建物及び附属設備、構築物、土地が上記借入金の担保に供されております。

なお、当社はOCSに対してその他投資資産274百万円を有しており、上記借入金の担保提供期間においては、当該資産は支払留保されることとなります。

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,945百万円	1,406百万円
短期金銭債務	902	1,569

3 保証債務

他の会社の取引先への支払債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
オンキヨー & パイオニア(株)	2,929百万円	オンキヨー & パイオニア(株) 675百万円
計	2,929百万円	計 675百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社との主な取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	4,938百万円	2,575百万円
仕入高	3,770	3,346
受取利息及び受取配当金	264	229

2 一般管理費に属する費用の割合は前事業年度90.5%、当事業年度90.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当	638百万円	521百万円
研究開発費	395	284
貸倒引当金繰入額	0	0
賃借料	199	300
製品保証費用	16	10
支払手数料	984	1,089
租税公課	40	33
顧問料	105	110
減価償却費	94	20
役員報酬	129	118

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式935百万円、関連会社株式99百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の記載をしておりません。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式792百万円、関連会社株式90百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の記載をしておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
繰延税金資産		
未払賞与	50百万円	5百万円
たな卸資産	4	19
貸倒引当金	1,142	2,618
減価償却超過額	168	191
資産除去債務	9	26
リサイクル費用引当金	2	1
関係会社整理損失引当金	25	853
投資有価証券	332	254
関係会社株式及び出資金	1,648	1,769
繰越欠損金	2,961	3,423
その他	215	175
繰延税金資産小計	6,561	9,339
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	2,961	3,423
将来減算一時差異等の合計に係る評 価性引当額	3,600	5,915
評価性引当額小計	6,561	9,339
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	0
負債調整勘定	0	0
繰延税金負債合計	0	0
繰延税金資産又は繰延税金負債の純額	0	0

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久差異項目	4.4	0.0
住民税均等割	2.0	0.1
評価性引当額増減	4.5	30.7
子会社株式売却による調整	85.3	-
その他	0.3	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	113.7%	0.3%

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

重要な後発事象については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項、重要な後発事象」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額	当 期 償却額	差引 当期末残高
有形固 定資産	建物	250	141	317 (166)	74	21	15	52
	機械及び装置	6	-	0 (0)	6	6	-	-
	工具、器具及び備品	220	48	69 (2)	199	199	21	-
	土地	563	19	60 (60)	522	-	-	522
	計	1,039	209	447 (229)	802	227	37	574
無形固 定資産	ソフトウェア	492	18	17 (15)	492	492	3	-
	計	492	18	17 (15)	492	492	3	-

(注1) 「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

本社資産除去債務に対応する除去費用

建物 79百万円

本社移転に伴う設備工事等

建物 53百万円

(注2) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金(流動)	3,732	4,647	-	1	8,378
貸倒引当金(固定)	-	174	-	-	174
事業構造改善引当金	-	23	-	-	23
リサイクル費用引当金	9	-	4	-	4
関係会社事業損失引当金	81	2,704	-	-	2,786

(注1) 貸倒引当金(流動)の当期減少額の「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取及び買増 取扱場所 株主名簿管理人 買取及び買増手数料	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。公告掲載URL https://www.jp.onkyo.com/
株主に対する特典(1)	<p>第一回</p> <p>(1) 優待の対象 毎年3月31日現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上保有の株主</p> <p>(2) 優待の内容 1単元以上、30単元未満の株主 ONKYO DIRECTクーポン 1,000円相当 30単元以上、50単元未満の株主 ONKYO DIRECTクーポン 3,000円相当 50単元以上、80単元未満の株主 ONKYO DIRECTクーポン 6,000円相当 80単元以上300単元未満の株主 ONKYO DIRECTクーポン 8,000円相当 300単元以上の株主 ONKYO DIRECTクーポン 15,000円相当</p> <p>第二回</p> <p>(1) 優待の対象 毎年9月30日現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上保有の株主</p> <p>(2) 優待の内容 1単元以上、30単元未満の株主 e-onkyo musicクーポン 1曲分 30単元以上、50単元未満の株主 e-onkyo musicクーポン 1曲分 50単元以上、80単元未満の株主 e-onkyo musicクーポン 3曲分 80単元以上300単元未満の株主 e-onkyo musicクーポン 8曲分 300単元以上の株主 e-onkyo musicクーポン 8曲分</p>

2020年3月31日までの実績です。

単元未満株主の権利制限

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第9期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2019年6月26日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第10期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月14日関東財務局長に提出
（第10期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月14日関東財務局長に提出
（第10期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2019年11月14日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年2月14日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年6月15日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年6月26日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年7月30日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年7月31日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年7月31日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、同第7号の2及び同7号の3の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年8月6日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年8月27日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年9月15日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年9月17日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年9月25日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

2019年12月27日関東財務局長に提出
 2019年12月27日関東財務局長に提出
 2019年12月27日関東財務局長に提出
 2019年12月27日関東財務局長に提出
 2020年 5月20日関東財務局長に提出
 2020年 7月31日関東財務局長に提出
 2020年 7月31日関東財務局長に提出
 2020年 7月31日関東財務局長に提出
 2020年 7月31日関東財務局長に提出
 2020年 7月31日関東財務局長に提出
 2020年 7月31日関東財務局長に提出
 2020年 7月31日関東財務局長に提出
 2020年 7月31日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 1月 8日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 1月 8日、2020年 2月14日及び2020年 2月19日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 1月 8日、2020年 2月14日、2020年 2月19日及び 3月 9日 関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 1月 8日、2020年 2月14日、2020年 2月19日、 3月 9日及び 3月26日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 5月28日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 8月 6日及び 8月12日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 8月 6日、8月12日、8月27日、9月 1日及び 9月15日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 8月 6日、8月12日、8月27日、9月 1日、9月15日及び 9月 17日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 8月 6日、8月12日、8月27日、9月 1日、9月15日及び 9月 17日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 8月 6日、8月12日、8月27日、9月 1日、9月15日及び 9月 17日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 8月 6日、8月12日、8月27日、9月 1日、9月15日及び 9月 17日関東財務局長に提出。
上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書	2020年 8月 6日、8月12日、8月27日、9月 1日、9月15日及び 9月 17日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年9月25日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員 業務執行社員	公認会計士	八田 和信	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松岡 繁郎	印
----------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨー株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても5,668百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で6,468百万円（前連結会計年度末3,874百万円）存在していることに加え、当連結会計年度に親会社株主に帰属する当期純損失を9,880百万円計上した結果、当連結会計年度末現在で3,355百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年7月31日開催の取締役会にて、包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行及びグループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前事業年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年6月26日付で無限定適正意見を表明している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オンキヨー株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、オンキヨー株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年9月25日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員 業務執行社員	公認会計士	八田 和信	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松岡 繁郎	印
----------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨー株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2017年度より経常損失が継続しており、当事業年度においても4,542百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が当事業年度末現在で1,194百万円（前事業年度末1,035百万円）存在していることに加え、当事業年度に当期純損失を9,206百万円計上した結果、当事業年度末現在で3,708百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表及び附属明細表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表及び附属明細表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年7月31日開催の取締役会にて、包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行及びグループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年6月26日付で無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。